

令和4年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

令和4年12月1日（木曜日）

議事日程 第1号

令和4年12月1日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
 - 日程第 5 陳情の付託
 - 日程第 6 議案第51号 玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - 日程第 7 議案第52号 玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第53号 玉村町情報公開条例の一部改正について
 - 日程第 9 玉議第 2号 玉村町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
 - 日程第10 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
 - 日程第11 議案第55号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第56号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第57号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第58号 玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 - 日程第15 議案第59号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第16 議案第60号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
 - 日程第17 議案第61号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第18 議案第62号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第19 議案第63号 令和4年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第20 議案第64号 指定管理者の指定について（健康の森児童館）
 - 日程第21 議案第65号 指定管理者の指定について（玉村町東部スポーツ広場公園）
 - 日程第22 議案第66号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）
 - 日程第23 議案第67号 字の区域の一部廃止について
 - 日程第24 意見第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 日程第25 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和4年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2019年、令和元年12月に中国で初めて新型コロナウイルス感染症が確認され、瞬く間に世界中に感染が拡大いたしました。以来、3年がたとうとしておりますが、いまだに終息の兆しが見えません。我が国においても、既に第8波と言われる感染の波が広がっており、先行きが分からない状況が続いております。

このような中、年末を控え、公私ともにご多用のところ、今定例会にご参集いただきましたことに対し、深く厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会には条例の制定及び一部改正、あるいは令和4年度の一般会計並びに特別会計の補正予算、指定管理者の指定など、重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られますことを願うものであります。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増しています。新型コロナウイルス感染症も再び拡大していますが、議員並びに町長をはじめ、執行各位におかれましては、体調には十分に留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで月田均議員より発言を求められておりますので、これを許します。

月田均議員。

[6番 月田 均君登壇]

◇6番（月田 均君） 議長に発言の許可をいただきましたので、議場というこの場をお借りして、町民の皆様方並びに議会議員の皆様、そして町職員の皆様におわびの言葉を述べさせていただきます。

私は、去る9月10日、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養期間中にもかかわらず、五料橋近くの利根川河川敷で発生した超軽量飛行機の墜落現場に向かうという大変軽率な行為をしてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。重ねて、昨年6月定例会での一般質問の場においても、議長の許可を得ず、ワクチン接種用の注射器を議場内へ持ち込むという大変危険な行為をしてしまったこ

とについても、軽率な行為であり、深く反省しております。

また、これらの軽率な行為が議会及び議会議員の皆様、そして玉村町に多大なご迷惑をおかけしました。そしてまた、私の軽率な行為で私以外の議会議員の方にも疑いの目が向けられてしまったと聞いております。大変申し訳ございませんでした。深くおわび申し上げます。今後、このようなことのないよう十分注意するとともに、議員という公人の立場を自覚した行動を取り、議会活動を通して皆様方の信頼回復に努めていきたいと考えております。このたびは大変ご迷惑をおかけして、誠に申し訳ございませんでした。

◇議長（石内國雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査・検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番笠原則孝議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告いたします。

令和4年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月12日までの12日間といたします。

今定例会には、陳情2件、町長から提案される議案として18議案、議員提出議案として1議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告があります。

続いて、陳情2件の付託を行います。

次に、議案第51号から議案第53号までの改正個人情報保護法に関する3議案について、一括提案の説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議員提出議案となる改正個人情報保護法に関する玉議第2号について、提出者からの提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第54号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第55号から議案第57号までの人事院勧告に関連する3議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第58号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第59号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第60号から議案第63号までの補正予算に関する4議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第64号から議案第66号までの指定管理者の指定に関する3議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第67号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、人事に関する意見第2号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程5日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程6日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目、9日目は、事務整理のため休会とします。

日程10日目、11日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程12日目は最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告

があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第54号について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から閉会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和4年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月12日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの12日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） おはようございます。総務経済常任委員会所管に関わる調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和4年11月7日月曜日、午前9時から。

場所、全員協議会室。

本委員会は、11月7日、委員全員参加の下、所管する会計課の当面の課題について調査いたしましたので、報告いたします。

調査項目、公金管理について。

今回、説明する交付金については、企業会計を除く会計管理者が管理する公金について説明を受けました。現在、本町では、会計課長が会計管理者を兼ねております。

公金は、おおむね3種類に区別され、歳計現金、歳入歳出外現金、基金となっております。

歳計現金とは、町の歳入歳出に属する現金のことであり、例えば町税、国、県補助金、地方交付税などを通じて収入され、また民生費用、教育費、工事費用、人件費など、町のために支出されるもの

で、町を運営していくための財源となっており、町が所有する現金であります。イメージとしては、これら現金の小分けの財布として、企業会計を除く一般会計ほか4つの特別会計の財布がそれぞれあります。

歳計現金の例として、例えば令和3年度の一般会計の決算では、歳出が132億1,385万円、歳入が141億1,357万円でありました。中身は小分けになっておりますが、現金としては群馬銀行玉村支店の1つの普通預金口座で管理をしております。

初めから百十数億円という現金があるわけではなく、その都度入ってきた現金をその都度支払いに充てるという状況であります。令和3年度に1年間管理した結果が前述した決算額となっており、家庭でもそうであるように、現金に不足が生じた場合には、一時的に借入れをすることもあります。現在は、金融機関からの借入れをせず、基金からの借入れにより対処をしております。

歳入歳出外現金とは、町の所有に属さない現金のことで、歳計外現金、保管金とも呼んでおります。例えば町民より徴収した県民税、入札・契約の保証金、町職員などの所得税、住民税、町営住宅敷金などを指しております。企業会計でいう預かり金に相当するものであります。歳入歳出外現金も歳計現金と同様に群馬銀行玉村支店の1つの普通預金口座で管理をしております。

基金とは、町が条例で定めて、特定の目的のために準備しておく資金を積み立てるもので、これを基金といいます。家庭でいう貯金に当たるもので、町では21の基金があり、所管・管理は総務課にて、保管・運用は会計管理者が行っております。

公金の管理については、後でお読みいただければと思います。

最後の考察に行きます。今回、会計課の公金管理について調査を行ったが、玉村町の公金の管理及び運用に関する規則等について丁寧に説明をいただきました。

公金管理については、おおむね適正に行われていることが分かりましたが、委員から過去の健康福祉課の現金紛失について、その後どのような対応をしてきたか説明を求められました。各課において現金を一時的に預かって保管する場合には、会計課内の金庫に預けて保管している旨の説明があり、その際には勤務時間内に必ずその現金を確認して、いつ誰が現金を持ってきたか、誰が預かって金庫に保管したかを帳簿につけて適切に管理しているとのことでもあります。また、預けた現金の担当者が持ち出す場合にも同様に帳簿により管理しているとのことでもあります。全庁において体制を整え、再発防止に向けてしっかりと対応策を講じていることが分かりました。

また、これまでに監査委員から指摘があった支払い漏れや支払い先誤りなど、初歩的な事務処理誤りがないよう、財務会計事務について会計課で研修会を行っているとのことであり、伝票についても支払い先や口座番号など、それぞれの項目に一つ一つ確認したチェックをマーカー等でつけるようにして、伝票起票者から会計課の担当まで、複数の目で確実に確認するよう万全を期しているとのことでもあります。

これらのほか、税務署の収納業務について、お釣りがない場合は、その場で領収書を出しておりま

すが、お釣りがある場合には、担当者が会計課まで現金を持参の上、会計課で領収して、領収書とお釣りを出している状況であり、それでは納税者を待たせることになるため、担当課で直接お釣りを出せるよう改善をしたらどうかという委員からの意見もありました。

さらに、県証紙や収入印紙を会計課の窓口で購入する際、領収書に購入者の氏名を記載しておりますが、郵便局などで購入する際には氏名の記載はないため、事務の省力化として改善する余地があるのではないかという意見もありました。

一方、公金の資金運用の面では、単に定期預金として積み立てるだけでなく、基金などの資金について支払いや基金の取崩しに支障のない範囲で債券運用を行うなど、安全かつ効率的な運用を行っていることが分かりました。

なお、監査委員が毎月の例月出納検査にて現金の収入や支出の事務処理が適正に行われているかを検査しておりますが、我々議員としても、そういった中で公金の管理・運用について目を光らせながら適切に業務が行われているか見守っていきたいと考えております。

もとより、日々の公金管理については、正確かつ適正な事務処理が行われることがもちろんのことですが、公金を扱う業務そのものが重要な業務であり、大切なことであることを町職員もしっかりと認識し、危機管理意識を高めて事務処理に当たっていただきたいと思っております。

そして、組織としてのチェック体制は二重、三重に行うことにより、事務処理に間違いのないよう、引き続き正確かつ適正に行っていただくことを要望いたします。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） おはようございます。民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年11月8日火曜日、午前9時から午前11時18分。

場所、全員協議会室、重田家住宅。

本委員会は、11月8日、委員会全員参加の下、所管する生涯学習課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、国登録有形文化財「重田家住宅」の活用について。

重田家住宅の概要について。令和3年7月29日、国登録有形文化財である重田家住宅の土地・建物が玉村町に寄贈されました。小泉重田家は、江戸時代の中頃から玉村町小泉で代々医師を家業としていました。初代当主は、姫路城主のお抱え医を務めていたと言われております。当家の家伝薬は大変

よく効くと言われ、地域の人々の間では「小泉重田家の門をくぐるだけで病気が治る」と言われたほどでした。特に家伝薬の効能から「子ども医者」、「小児科は小泉の重田」として「群馬の医師の三家」の一つと称されるほどでした。

広い敷地内には、主屋、穀蔵、西の蔵、東の蔵、外便所、井戸屋形、表門及び塀などがあり、この7棟が平成13年11月20日、国の有形文化財として登録されています。主屋は、住まい兼医院として造られ、桁行8間、はり間5間の総2階建て、この地方としてはかなり規模の大きい民家建築であります。棟札に明治16年上棟と記されており、建築当初から医院として使用されていたようです。造りは農家造りではありますが、表側には立派な式台を構えるなど、当家の格式を示しております。

これら一連の建物や屋敷構えは、貴重な地域の歴史的景観資源であるとともに、明治から昭和にかけてのこの地方の医家の暮らしを知ることができる貴重な歴史的建造物になっております。こちらには重田家住宅の配置図、それから写真が掲示してありますので、御覧ください。

続きまして、現在までの活用状況についてご報告します。令和4年度の開館日は、水、木、金曜日、開館時間は10時から16時とし、土曜、日曜日については、イベント開催時に開館してきております。

イベント活用としては、5月の写経体験を皮切りに、ほぼ毎月1回のペースで開催しています。ミニ映画会、ゆかたで楽しむ七夕まつり、古民家で昔話等です。随時、玉村町ホームページに掲載するとともに、上毛新聞等にも度々紹介されています。さらに、文化財調査委員会、歴史浪漫たまむら委員会等の会議場としても活用しています。

なお、来年度に向けて、2階の一部を展示コーナーとする計画を進める予定であります。

考察になります。今回、国登録有形文化財「重田家住宅」の活用について、生涯学習課から説明を受けました。全員協議会において、配付資料を基に、重田家住宅の概要、活用状況等の説明を受けた後、現地視察を行いました。

公開を始めて以降、継続して積極的に活用していることもあって、建物及び周辺外構も含めて全体的によく整備されており、歴史的建造物としては親しみやすく、利用しやすい条件、環境が整っているような印象を受けました。

しかし、その一方で今後の課題もあると考えます。

まず1、国登録有形文化財から、国あるいは県指定重要文化財への移行の模索。

2、町民へのPRを積極的に行い、地域課題の共用スペースとして利用する等、さらなる有効活用。

3、今後の維持管理費用を見据えた観覧料・使用料の有料化の検討。

4、内部に残る家財等の整理及び処分を計画的に行い、早期に活用スペースを拡大すること。

5、観光資源としての有効活用。

6、地域おこし協力隊員の採用、連携強化。

7、敷地内の草刈り作業におけるボランティアへの依存。今後、どのように継続していくか等であ

ります。

これらの課題を解決しつつ、重田家住宅のさらなる有効活用に積極的に取り組むことを要望いたします。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和4年12月1日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
4	4.11.2	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県労働センター3階 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 出浦 匠人	民生文教常任委員会
5	4.11.21	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書	佐波郡玉村町大字角淵2035番地 たまむらこども議会 代表 堀越 裕子	民生文教常任委員会



○日程第6 議案第51号 玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○日程第7 議案第52号 玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○日程第8 議案第53号 玉村町情報公開条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、議案第51号 玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第8、議案第53号 玉村町情報公開条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第51号から日程第8、議案第53号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。師走に入り、本年も残すところ1か月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

今年を振り返りますと、2月からのロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今なお続いており、核の使用をちらつかせるなど、世界情勢を不安に陥れています。この侵攻の影響で、燃料価格をはじめとする原材料価格の高騰など世界各国でインフレを招き、世界経済の減速懸念が高まりました。国内においても急激な円安や物価高騰などにより、私たちの暮らしに大きな影響を与え続け、地方自治体を取り巻く環境もさらに厳しさを増してきました。

また、令和2年の年明けから続く新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束は見通せず、現在はまた感染者数が増加しており、先行きが不透明な状況が続いております。そのような予測がつかない時代だからこそ、ふだんから様々な事態を想定し、備えておかなければと強く感じております。

さて、本定例会は本日より開会し、12月12日までの12日間、条例の改正や一般会計を含む4会計の補正予算など、18議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では10人の議員から町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしく願います。

なお、去る10月25日の第5回臨時会において議案第50号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第7号）をご議決いただきましたが、この中で上陽分団詰所建設工事の設計変更に伴う増額の工事費については、設計会社と協議が整わない段階で提案してしまいました。議会の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今までも十分精査した上で議会に提案させていただいているところですが、今後このようなことが起きないように、職員には再度周知徹底し、議会の信頼に堪えてまいりたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。初めに、議案第51号 玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、議案第52号 玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条

例及び議案第53号 玉村町情報公開条例の一部を改正する条例までの3議案について一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、今後、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることになったことに伴い、従来の玉村町個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法の施行のために、委任された事項及び同法の範囲内で必要な措置を法施行条例として制定するものです。

今後、個人情報の保護に関することは、基本的には改正個人情報保護法の共通ルールに委ねられることとなりますが、条例に委任される事項等のうち、今回条例で定めることとした主な事項といたしましては、現行条例と同様、町が保有する個人情報について、個人情報の取扱い情報を町民の皆さんが把握できるように個人情報を扱う事務ごとに個人情報の収集目的、収集方法、記録の項目などを登録した個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設けること、開示請求があった日から14日以内で開示決定を行う旨の規定を設けること、開示請求に係る手数料については無料とし、実費負担分を徴収させていただくことについて、詳細は規則で定めること、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見を有する意見を聞くことが特に必要であるとしたときは、審査会に諮問できる規定を設けることについて条例で定めることといたしました。

また、審査会に諮問できる規定を設けることから、現行の玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例の内容をそれに合わせるとともに、同じく関連する現行の玉村町情報公開条例についても、文言等を合わせるため、改正をするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第6、議案第51号 玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 質疑は3回までというふうなことから、質疑させていただきます。

1つは、議案第51号の改正個人情報の保護条例の施行条例、この附則の中で玉村町の個人情報保護条例が廃止されます。そして、玉村町の個人情報保護条例は、個人の定義の中に、新しい改正個人情報保護法では、生存する個人に関する情報というふうな規定の仕方、生存するという言葉がわざわざ改正個人情報保護法に規定されておりまして、廃止される町の条例は生存するというような言葉がないですから、死者も扱っておると認識しております。来年4月1日、条例施行される際に、この改正により除外されることになる死者に関する情報についての取扱いはどのようになっていますか。

1回目伺います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 羽鳥議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、現行の玉村町個人情報保護条例につきましては、生存する個人を保護の対象として一応解釈をしております。死者に関する情報は条例の保護の対象となる個人情報には含まないというふうにしながらも、死者に関する情報を町が収集し、管理する場合には、基本的には生存者の個人情報と同様に取り扱うということにしております。

また、今回、改正個人情報保護法につきましては、第2条で個人情報の範囲を生存する個人に関する情報というふうに明記をしておりますけれども、死者の情報であっても生存する遺族等に関する情報に該当するものと認められた場合には、個人情報として取り扱うというふうにしております。

なお、また現在、国のほうでは、死者に関する情報につきましては、再度検討がなされているということですので、そちらも十分今後注視をしていきながら行ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 分かりました。今後、また国からの情報があり次第、規定のガイドライン等に沿った対応をされるというようなことと理解いたしました。

2回目でございます。同じく改正個人情報保護法で定める個人の定義の中にある、玉村町の個人情報保護条例にもありますけれども、不当な差別や偏見、その他不利益が生じるおそれのある個人情報である要配慮個人情報というふうな言葉がございます。ついて、町におきましては、現行の行政執行に関わる地域住民要配慮個人情報が、国に比べて、個人情報保護条例は地方自治体が先行して国に先んじて各団体等が規定しておりましたから、第一線の現場を抱える町、市等では、守備範囲が広く、要配慮個人情報の取扱いも保護の範囲が広がったというふうに認識しております。それが国が一本化されて、国の執行機関が法適用になることによって、その保護の範囲が狭められるという懸念があるので、そういったところの保護が十分図られるような検討が必要と考えております。こういったことは、一般的にこういった関連系の法令を読みますと、そのように指摘されております。そういった点、町はどのように考えますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現行条例における要配慮個人情報の規定につきましては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴などとなっております。こちらにつきましては今度の改正個人情報保護法による要配慮個人情報の規定のほうと現状条例のほうとも全く同等の規定となっております。法の適用後も国から示されました個人情報保護法のガイドラインを参考といたしまして、不当な差別や偏見、不利益が生じないように、要配慮個人情報の取扱いにつきましては十分配慮をしてみたいと考え

ております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 今後、またこれもガイドラインに沿った、国からの全国的な共通ルールは個人情報保護委員会に全国で一本化されるというようなことですから、そういった運営の中でいろんなことが示されると思いますので、十分な個人情報の保護についてご検討や対応をしていただきたいと思いますと思っています。

そして、3 回目の内容は、議案第 5 3 号、これは玉村町の情報公開条例の一部改正についてでございますけれども……

◇議長（石内國雄君） 羽鳥議員、今 5 1 号の審議をやっておりますので。

◇1 番（羽鳥光博君） では、5 1 号については以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 先ほど死者に関する個人情報について羽鳥議員からも質問があったのですが、国会答弁では遺族本人の個人情報に当たる場合について、国から明確な具体例がなく検討中とのことで、今審議中ということなのではございますけれども、災害等で亡くなった方の情報の取扱いについて、遺族感情の尊厳とか、そういう観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めることができると国会答弁でなされています。今後、災害等で亡くなった方の情報の取扱いについて、現行の開示対象が町民にとって後退することがないように、死者に関する取扱い基準を内部管理規定として制定することが必要ではないかと考えます。なお、改正法では対応できない死者の個人情報について必要に応じて町の情報提供制度の枠組みの中に組み込むなどの検討を行う考えが必要かと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その辺につきましては、また今後十分検討をさせていただければと考えております。

◇議長（石内國雄君） 2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 町の開示請求制度にて、個人情報に死者の情報が含まれないということで開示等ができるのではないかと考えますので、その辺も検討していただけたらと思います。

この件については以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) オンライン結合についてなのですからけれども、セキュリティーをどのように考えているのかお聞きしたいです。悪意を持った方からサイバー攻撃とか起こった場合に、一度漏れてしまった情報が制御不能となるため、オンライン結合についてはセキュリティーを強化する必要があると考えるのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長(齋藤善彦君) 改正個人情報保護法におきましては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみの規定につきましては特段設けてはおりませんので、法が求める安全管理措置等を通じまして、安全性確保を実現することというふうにされております。町の情報セキュリティー分野におきましても、保有している個人情報について適切な取扱いが行われますように、アクセス制限の徹底、不正アクセス防止のための管理、職員に対する研修など、安全管理措置をこれから十分行ってまいりたいと考えております。

◇議長(石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号 玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番（堀越真由子君） 玉村町情報公開審査会を玉村町情報公開・個人情報保護審査会に改められているのですけれども、情報公開・個人情報保護審査会のメンバーについては同じメンバーになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 同じメンバーを今のところは想定しております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 公開する立場と保護する立場が逆だと思うのですけれども、同じメンバーでそこを運用していくことに関して問題点というのはないとお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午前9時50分休憩

午前9時51分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） すみません、今回そちらの条例改正のほうなのですけれども、玉村町情報公開審査会のほうを改正のほうで玉村町情報公開・個人情報保護審査会に改正をさせていただくものなのですが、元の玉村町情報公開審査会、こちらがもともと改正をするのを忘れていた関係で、今回併せて改正をちょっとさせていただいたというような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。情報開示をするほうと情報を保護するほうがあって、相反すると思うのですけれども、そこが同じメンバーで取り扱われるということになると、ちょっと問題が生じるのではないかということから質問させていただいたのですけれども、その点については特に問題はないとお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午前9時52分休憩

午前9時54分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） こちら情報公開と個人情報保護、それぞれ相反している部分で同じ審査会というご質問なのですが、こちら公開、個人情報保護と両方ありますが、どちらも開示できない部分について審査をしていただくものでありますので、相反しているわけではございません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） その下の段のところなのですが、第6条1項前段中、個人情報を保有個人情報というふうに改めるということになっています。この保有がつくつかつかないかでどのような意味合いの違いが出てくるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午前9時55分休憩

午前9時56分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） この保有というのがついたので、何が違うかということのご質問なのですが、こちら法のほうが保有個人情報という言い方になりましたので、そちらに合わせてこちらでも改正をするものでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 保有がつくことによって対象になる情報の範囲がある程度限られるように思われるのですが、例えば学校関係でいいますと、子供たちのいじめの問題ですとか、子供が不幸にも亡くなってしまったり、自死するようなことに関しての情報を学校としては大体のというか、詳しい内容を知っているわけです。ところが、開示請求をしても黒塗りであったり、ほとんど分からないような状態での開示というようなのが裁判等で行われているわけなので、その辺のことについて

は、どういう違いがあるのかというのを明確に調査していただけたらというふうに考えています。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その部分につきましては、十分調査をさせていただければと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号 玉村町情報公開条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 情報公開条例の一部改正につきまして、情報公開条例制度は第三者開示規定でございまして、攻める側、個人情報保護の関係は個人の保護ということですから守る側というふうなことで、表裏一体かつ相互補完制度の下で個人情報保護制度と情報公開条例が相まって運営されてきております。今回、改正個人情報保護法が来年4月に施行されるに伴って、町の関係規定の整備がこの起算日の日数変更のみというふうなことで提案されておりますけれども、恐らく私が考えるには、今後、国から情報公開制度の関係条例につきましても、内容の定義のこととか運営のこととか、そういったことについて通知等が出されることがあるのではないのかと私は考えます。なぜかという、さっき言いましたように、あくまで表裏一体、相互補完制度の下によって相まって運営されてきている車の両輪のような制度ですから、起算日変更のことだけでは済まないと思っておりますので、その

点について情報公開条例については一切影響はなく、この程度で済むのかどうか、根拠を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 情報公開条例のほうで規定しております非公開情報、こちらと今度の改正個人情報保護法で規定しております不開示部分につきまして、町の情報公開条例のほうと条文のちょっと表現のほうに違いはあるものの、内容は一致しております。ここで町の情報公開条例の非公開部分が例えば多くて、改正個人情報保護法の不開示部分が少ないとすれば、今回施行条例のほうで情報公開条例のほうに合わせて追加すればいいわけなのですけれども、今回情報公開条例のほうと改正個人情報保護法の不開示部分につきましては、両方一致しておりますので、今回追加で改正のほうは、その部分につきましてはしておりません。その辺の規定は、両方同じということになっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 玉議第2号 玉村町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、玉議第2号 玉村町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君登壇〕

◇9番（高橋茂樹君） それでは、玉議第2号 玉村町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、今後、地方公共団体の個人情報保護制度については、全国的な共通ルールが適用されることとなった一方で、議会は適用除外となったことから、改正後の個人情報保護法施行以降の議会における個人情報の取扱いルールを定め、引き続き個人情報の適切な取扱いが行われるよう、新たに条例として制定するものであります。

以上、本案につきましては、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、議会運営委員を賛成者として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
ご説明申し上げます。

本案に関連して、本年11月11日付で玉村町まち・ひと・しごと創生推進計画が国の認可を受けましたので、同計画に基づく事業に要する経費に対し、企業版ふるさと納税の寄附金を受け入れる準備ができました。

ただし、寄附金は原則として、受け入れた年度中に執行される事業に充てることとなっており、翌年度以降に執行しようとする事業に充てるためには、基金を積み立てる必要があるため、その基金条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第11 議案第55号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第12 議案第56号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第13 議案第57号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第11、議案第55号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第57号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第55号から日程第13、議案第57号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第55号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第56号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正及び議案第57号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの3議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第55号及び議案第56号につきましては、令和4年度の人事院勧告が、職員の勤勉手当を0.1月引き上げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引上げを行うものでございます。

また、今回の期末手当の引上げにより、年間4.35月となる支給月数を令和5年度以降は6月期、12月期ともに半分に当たる2.175月とし、平準化するものでございます。

次に、議案第57号につきましては、令和4年度の人事院勧告に伴い、若年層を中心とした給料月額引上げとともに、給料表と勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

まず、第1条の改正内容ですが、勤勉手当につきましては、公務員の支給月数が民間の支給月数を下回っていたため、それに見合う支給月数を0.1月引き上げ、勤勉手当の支給月数を年間1.05月とするものでございます。

それから、第2条の改正内容ですが、第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引上げに関連して、令和5年度以降から6月期、12月期とも勤勉手当を1.0月として平準化するものでございます。

なお、第2条の施行期日は、令和5年4月1日となります。

玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第11、議案第55号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第56号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第57号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第58号 玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第14、議案第58号 玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第58号 玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い発生する条ずれへの対応や、必要となる経過措置を規定するものでございます。

具体的な改正内容についてですが、第2条第1項及び第21条中で引用している地方公務員法の条項を改めるとともに、必要な文言修正を行うものでございます。また、附則において暫定再任用制度により採用された職員に関する経過措置を規定するものでございます。

なお、一部改正条例の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） ちょっと勉強不足で申し訳ないですけども、普通の職員と企業職員というのはどんな差があるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

今回の一部改正につきましては、主に手当の関係になりますが、住居手当、扶養手当等、職員は支給となるが、他の再任用職員等への支給はしないというようなものがメインということです。

[何事か声あり]

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

[上下水道課長 金子忠雄君発言]

◇上下水道課長（金子忠雄君） 失礼しました。一般職員と同等というようなことで現状はなっております。

[何事か声あり]

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

[上下水道課長 金子忠雄君発言]

◇上下水道課長（金子忠雄君） 大変失礼しました。企業職員という形、一応水道事業、下水道事業ということで、一般会計とか特別会計とか属していない職員が対象になると思います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長（齋藤善彦君） 企業職員はということの質問だと思いますが、上下水道課、水道事業、下水道事業、こちらに一応従事している職員は、それぞれ企業会計でやっておりますけれども、こちらに従事する職員を一応企業職員というふうに言っております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝君発言]

◇12番（笠原則孝君） それでは、今まで税務課にいて、普通の一般の職員ですよ。それから今度は水道課のほうへ行ったら企業になってしまうのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長（齋藤善彦君） 一応取扱い上はそういうことになります。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

[12番 笠原則孝君発言]

◇12番（笠原則孝君） 私が思うには、何も分けることはないと思うのだけれども、確かに事業別になっているから、下水と水道というのは料金徴収をして。何だかちょっと最近のやり方は分からないのだけれども、国の。もっと分かりやすいように、企業というから企業で商売しているような感じがあるのです。これは悪いけれども、国が悪いよ、こんな説明するようでは。最近が悪いけれども、見ているとやることなすこと今の国は駄目だよ、本当に。そんなわけで申し訳ない。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 15 議案第 59号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 15、議案第 59号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 59号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、条例第 3条で規定する詰所の名称及び位置に関する規定を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、令和 5年 4月 1日付で、第 3条の表中から現行の第 9分団詰所及び第 10分団詰所の規定を削除するとともに、令和 6年 4月 1日付で、第 3条の表中に南分団詰所の規定を追加し、また現行の第 3分団詰所及び第 4分団詰所の規定を削除するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番 笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今聞いていますと、何か分団が 10あったのが今度は少なくなると、この

少なくなるというのは、ちょっと私が考えているのですけれども、旧芝根村、旧上陽村、その辺と旧玉村町がまた分かれてしまったような感じがするのですけれども、そんなことはないと思うのですが、本来の目的としては、道路もよくなったことだし、消防団の団員が集まらないということで、集約しようということでやったのではないかと思うのですが、それについて、これがどのようになるのか、ちょっと少し名前だけの変更だけではなく詳しいことを聞きたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちら消防団の再編につきましては、笠原議員のおっしゃられるとおり、まず団員が今現在なかなか集まりづらいという部分もあります。少子高齢化、生産年齢、そういった方の減少に伴い、今後消防団の維持運営につきましては、ますます難しくなっていくことが予想されるということで、分団を今ある10分団から5分団に統合をいたしまして、1分団当たりの分団員の数は現行15人なのですが、それを20名にいたしまして、実動できる方の確保と、今後の間違いのない防災、減災のために、消防団を再編していくという形のものでございます。その手始めとしまして、今現在、上陽分団の詰所の建設を行い、その後、今現在測量等をやっておりますけれども、第3分団、第4分団、町の南側、こちらの詰所を統合していくということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時40分より再開いたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇

○日程第16 議案第60号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

○日程第17 議案第61号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第18 議案第62号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）

○日程第19 議案第63号 令和4年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（石内國雄君） 日程第16、議案第60号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第8号）から日程第19、議案第63号 令和4年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第60号から日程第19、議案第63号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第60号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,589万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億6,316万9,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、まず人件費全体といたしまして、人事院勧告に伴う職員の給料表改定、議員、特別職の期末手当及び職員の勤勉手当の引上げのほか、職員の人事異動や会計年度任用職員の任用に伴う調整等により、4,089万1,000円を追加いたします。

次に、目的別の主な補正内容でございますが、総務費では地方単独事業調査に係る財務会計システムの改修のほか、ご寄附いただきました寄附金をそれぞれ目的に応じた基金へ積み立てるものでございます。

次に、民生費では、老人福祉センターの電灯トランス更新や、経年劣化の故障による第一保育所の空調更新工事、保育所、児童館における電気料やガス代などの不足見込み分の追加のほか、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等における利用者増による追加や、後期高齢者医療広域連合の負担金確定による減額、令和3年度国、県交付金等の精算に伴う返還金の追加等となっております。

次に、農林水産業費では、肥料価格高騰緊急対策事業として、化学肥料の低減に取り組む農業者に対して肥料費を支援し、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和を図るほか、漏水が発生している農業用水路の補修を実施するものでございます。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施している小口資金の信用保証料及び利子に対する補助金について、申請件数の増加が見込まれるため、不足分を追加するものでございます。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業として実施している町道103号線について、工事の範囲を交差点部分まで拡張するほか、町道106号線道路改良事業の道路拡幅に伴うカーブミラーの新設、公園設備や遊具等の故障や老朽化に伴う修繕、町営住宅の床補修工事等の追加でございませう。

次に、消防費では、上陽分団詰所建設に係る建築確認の変更申請費用及び完成検査の支援を群馬県建設技術センターに委託するための費用の追加のほか、来年度に建設予定の南分団詰所について、事前に土地の分筆登記を進めるために必要な経費を追加するものでございます。

次に、教育費では、国の第3次補正予算により、学校保健特別対策事業費補助金の補助上限が引き上げられたため、小中学校において感染症対策等支援事業を実施するほか、故障や老朽化による学校教育施設等の修繕工事や、学校における支障木の剪定等となっております。

また、文化センター管理事業につきましては、現在、賃貸借している臨時駐車場について、地権者との協議により、令和5年度以降は賃貸借契約を更新しないこととなり、それに代わる駐車スペースを文化センター敷地内に整備するための設計工事費等を追加するものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や町債をはじめ、寄附金、令和3年度常備消防費負担金精算金、地方特例交付金、前年度繰越金等を予定しております。

なお、債務負担行為の補正でありますが、交通弱者対策事業につきましては、タクシー補助券の交付に当たり、利用者が年度当初から利用できるよう準備を進めるものであります。

また、南分団詰所建設事業につきましては、事業を円滑に進めるため、社会体育館施設内における建設予定地の樹木、盛土の撤去について事前に着手するものでございます。

次に、議案第61号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,963万6,000円とするものでございます。

補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が増額になることに伴う国、県支出金の支払基金交付金、一般会計繰入金が増額分等を計上するものでございます。

次に、歳出では、人事異動等に伴う職員給与費の調整として、地域支援事業費の増額を行うものでございます。

次に、議案第62号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、まず収益的支出につきましては、予定額を1,113万2,000円増額し、総額を5億4,886万4,000円と定めるものでございます。

内容は、燃料費等の高騰に伴う電気量増大のため、原水及び浄水費の動力費を960万円増額するものと、人事異動に伴う職員給与費の調整で給料を38万2,000円、手当を77万円、法定福利費を38万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、資本的支出につきましては、予定額を591万5,000円減額し、総額を4億1,069万6,000円と定めるものでございます。

内容は、人事異動に伴う職員給与費の調整で給料を4万3,000円、手当を105万2,000円、法定福利費を25万円、それぞれ増額するものと、建設改良費におきまして予定していた1系、2系次亜注入ポンプ更新工事費を726万円減額するものでございます。

次に、債務負担行為（ゼロ町債）につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管路耐震化・更新事業及び浄水場内滅菌機更新工事で総額9,529万円と定めるものでございます。配水管路耐震化・更新事業の内容につきましては、南玉地内における福島・川井配水幹線布設替工事及び下新田地内における配水管布設替工事となっております。浄水場内滅菌機更新工事の内容につきましては、1系、2系次亜注入ポンプ及び制御盤の更新工事となっております。

次に、議案第63号 令和4年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業として定めた管渠整備工事費を4億8,560万円に改めるものでございます。

次に、収益的収支についてですが、収益的収入の予定額を300万円減額し、総額を7億9,467万1,000円と定めるとともに、収益的支出の予定額を675万7,000円増額し、総額を7億5,683万8,000円と定めるものでございます。主な内容ですが、収入については一般会計繰入金の調整で他会計負担金を減額する一方、他会計補助金を増額するもので、支出については排水量増加に伴う流域下水道維持管理負担金の増額や電気料の高騰に伴う動力費の増額等でございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を5,390万6,000円減額し、総額を7億2,941万6,000円と定めるとともに、資本的支出の予定額を4,982万2,000円減額し、総額を10億3,591万6,000円と定めるものでございます。主な内容ですが、収入については下水道事業受益者負担金の増額や事業費縮小に伴う企業債の減額で、支出については人事異動等に伴う職員給与費の調整や水道切り回し工事等の補償費及び工事請負費の減額でございます。

次に、企業債についてですが、借入限度額を5,690万円減額し、4億8,570万円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてですが、職員給与費の予定額を113万5,000円増額し、4,776万6,000円に改めるものでございます。

最後に、他会計からの補助金についてですが、1,233万8,000円増額し、1億4,313万2,000円に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第16、議案第60号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第8号）、これより本案に対する質疑を求めます。

10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私が一般質問を出したときが、11月の16日に一般質問で文化センターの臨時駐車場の今後の対応についてということで一般質問をさせていただいたら、今回の補正予算で議案書の65ページのところに文化センターの管理事業というところで載っていたのですが、これが関連しているのかなと思ひまして、一般質問は私、今日の午後にやるのですけれども、ここで賛成をしまして、午後に一般質問がしづらいので、ここでちょっと聞きたいと思うのですが、臨時駐車場は平成25年から10年間借りております。今年度の予算的には年間140万円で1年間借り上げをしているわけですが、それとその金額が合っているのか、それとさらに25年度にあそこを駐車場にしたわけですね。畑だったところを駐車場にして、その工事費は大体幾らくらいかかったのか、あと多分その契約が3月で切れてしまい、契約更新にならなかったという経緯、それとそれを借りたものは返さなければならないということで、原状回復するにはまた工事費がかかると思うのですが、その金額、まずその3点を1回目の質問としてお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 浅見議員のご質問にお答えします。

まず、駐車場の借用している費用ですが、平成25年、26年は100万円で借りておりましたが、市街化区域に編入されたことに伴い、平成27年度以降は140万円で8年間借りておりますので、合計1,320万円の支払いが生じております。

それと、平成25年の駐車場整備費ですが、過去の資料を見まして633万円ということで実施しています。この整備につきましては、フェンス、碎石を入れ、入り口のところをアスファルト舗装したということであります。

それと、原状復旧の工事費なのですが、こちらにつきましては、現在、地権者に原状復旧をどこまで求めるか確認しているところでありますが、まだ回答を得られていません。そこで、フェンス、アスファルト、碎石の除去を最大見込んで260万円程度ではないかと考えています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） では、第2の質問に移らせていただきますが、この土地については臨時議会で不動産鑑定を行ったと、二十何万円だったかな、不動産鑑定を行って相手先と交渉は続けてきたのだと思うのですけれども、多分その交渉の金額が合わないので、今回、文化センターのところの敷地内を、この間の全協の説明では、植木を切って縦詰めで車を止めるような話をしておりました。そうすると、今まで、最初平成25年のときには文化センターがイベントが大きくて駐車場が足りないと、あと小学校が運動会をしたりなんかすると文化センターの駐車場に止めてしまうのでということで、平成25年度に町長が駐車場をお借りしたいということで、当時100万円だったのかな、100万円を年間借りたわけです。2年間は100万円、その後は140万円を借りて、今現状で1,320万円の投資をしていると、駐車場にするのに630万円、あそこをフェンスにしたり砂利を入れたりロープを引いたり、633万円かな、先ほど言われたのが。それで、それをまた今度は返すってなると、また原状回復で借りた土地を元に戻して返すことが、多分、今の言われた金額では260万円、そうなりますともう2,000万円以上をあの駐車場に投資をしていて、それで金額の折り合いがつかないと言われましたが、どのくらいの金額の折り合いがつかなかったのかということがまず1つ目、それとあそこに今度児童館を建てたりとかしていかなければならないと思うのです、町長。これから児童館を造ったりとか学童で児童館をどういうふうにするとか、私は何度かあその駐車場を使った学童への移動と、大きな道路を渡っていくのに危ないから、こちらの臨時駐車場の一部を学童にしたらどうかというような質問をさせていただいたときには、校舎内の空き教室を使うという回答だったのですけれども、空いている部屋が多分、今は中央小学校は文化センター周辺開発で児童の数がどんどん増えているし、まだあと半分くらいまた建物が建つ予定ですので、多分そうなるにあの辺の近隣の土地というのが全然なくなってしまうと。さらに、先ほども出ました分団の詰所の建て替え、小学校区内で今度は上陽小学校、次は南小学校、今度は順番には芝根小学校とか玉村小学校、中央小学校ってなると、また分団の用地すら見つけなければならなくなってくると思うのですけれども、その辺なんかを考慮されて、今回あの土地を手放して新しくまた1,500万円くらいかけて駐車場を拡張するのか、その辺についてどの程度検討したのか。ばかに早い検討で、向こうとの折り合いが悪かったのだと思うのですが、どのくらいの折り合いがつかなかったのか、さらにはそれだけの2,000万円も投資したものをまた元に戻して、さらに1,500万円かけて駐車場を造る考えはどうして起きたのか、その辺について町長と教育長にお伺いしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 私のほうから差額についてお答えさせていただきますが、1,500万円の差額がありました。

〔「金額は」の声あり〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 金額の差がありました。

〔「それと、あとどのように検討されたのか、お二人から」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 今児童館のお話が出ましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

中央児童館がいっぱいになったときの新たなもう一つの児童館の建設ということでございますけれども、そちらにつきましては具体的に別のところに造るとか、そういったことはまだ俎上に上がっていないような状況でございます。理想を申し上げますと、中央小学校内の敷地内に児童館を造りたいというふうには考えております。ただ、議員のご指摘のとおり、余裕教室がないだろうということで、実際、本当にそのとおりでございます。校舎のほかに使わなくなったようなスペースがあれば、そこを有効活用させていただくとか、あるいはそういった施設の有効活用が無理であれば、やっぱり施設のどこか隅っこに建設するということになるのかなと思います。ただ、建設すれば駐車場がやはり必要になるということがありますので、その辺の駐車場をどこへ求めていくのかというのは、まだまだちょっと議論をしていない状況であります。

中央児童館の放課後児童クラブの状況なのですけれども、定員が99名となっております。令和2年度はぎりぎりというような状況がありました。ただ、令和3年度はちょっと余裕がある状況でありまして、また令和4年度につきましては1次募集の締切りが終わったところなのですけれども、こちらでもやや余裕があるというような状況でありますので、来年度のほうは児童クラブの待機児童という問題は発生しないのかなと思っております。まだまだ敷地が空いておりまして、これから家が建つということでございますので、そうなったときにクラブで待機児童が発生していくのかどうか、その辺を注視していきたいなというふうに考えております。

〔「あと、町長と教育長の答えがないです」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、浅見議員が指摘されたこと、そしてこちらで鑑定してその結果を出して、相手方からも意見書とか要望書が来ました。それで、ちょっと相当開いているなど、金額が。また、その交渉過程においても、なかなかこれからは難しいことになってしまうのではないかとということもありました。そして、では町が持っているところで、それに対する駐車場対応ができるかどうかというところで対応してみると、あそこの北側を縦列にしたりして、また西側の広場を使つてと、当面はそれは可能だろうというところで総合的に判断して、今、消防団とか、そういうのも詳しいまだ場所というのが分かりませんので、そこは決まっているわけではないので、ほかにも土地は考えられるだろうということも踏まえて総合的に対応しました。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 最後です。私も思うのですけれども、今10年間使っていて、隣の土地は多少高くてもやっぱり隣地は買っておいたほうが私なんかはいいかなと思った、考えは。だけれども、金額が折り合わないというのと貸主さんが手放したいということで検討されて、それがうまくいかなかったから、こちらで買うというのですけれども、将来的には先ほど児童館だって、これからも造っていかねばならない、あの近辺に。そうすると、もう住宅が建ってしまっているところに新たな土地をといたって、あのくらいの土地をどこか設けるといったってないですよ。それで結局、駐車場だって足りなくなってしまうと、今度はBRT事業だって、井田県議が今回の一般質問で県でBRTをやってほしいということで一般質問をして、あそこはBRTの駅となっておりますし、そうするととなとあの辺の周辺の土地に新たに大きく設けようと思ってももう全然見つからなくなってしまうと思うのですが、私としては今回この上程に文化センターの今ある敷地の植木を切って、それを縦詰め駐車場で止めるというような考えがあったと、前にもあそこ駐車場が足りないの、どうしようということ、隣を借りるときには、東側にあった公園山がありますよね。公園山を潰して、あそこを駐車場にしたほうがいいのではないかと議論もあったのですけれども、小学校の隣なので、公園はなくさずということで、今お借りしている臨時駐車場を借りた経緯もあったわけですから、ちゃんと精査されて、あそこを手放して駐車場にするのなら、これはしようがないと思いますけれども、後から欲しいと言ったときには手に入らない土地なので、どのくらい精査したのかお聞きしたいのですが、その辺については精査したというのであればしようがないかなということ。でも2,000万円投資して、またさらに1,500万円投資して駐車場を造り替えるというのが本当にいいのか、後になってから後悔しなければいいかなと私は思っていますが、その辺についてきちんと答弁をいただきたいと思うのですが、また教育長と町長に答弁をお願いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 先ほど町長から答弁ございましたように、いわゆる総合的に判断させていただいたのですけれども、やはり一番大きなことは地権者のほうとの金額の折り合いがつかなかったと、あまりにも差が大きすぎたと、約1,500万円ということで。そうした場合に、今お借りしている駐車場が町で購入できないということになりますので、では臨時駐車場の部分をどこに持っていくかというところで、北側のところというふうに結論を出させていただいたところです。そして、臨時駐車場のところというのは、児童館にしても、あるいは消防団の詰所にしても、非常に位置的にはいいかなというふうに思いますけれども、実際にはそこまでの将来的なところまでは十分議論が尽くせなかったというところがございます。

◇議長（石内國雄君） 議員各位に申し上げます。玉村町議会会議規則第54条に発言は全て簡明に

するものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないという規定がありますので、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べる事ができないというのが原則になっていますので、一般質問等のほうがあれば、そちらのほうがでしっかりやっていただければと思いますので、よろしく……

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） だって議案可決してしまってから駄目だって、一般質問で言ったってしょうがないから、やっぱりここで一回言っておかないと、ここで賛成しておいて、後から駄目だったのです、どうだったのですという論議はできないから、今回。だってこれ関連しているではないですか、同じなのだから。

◇議長（石内國雄君） 一応自己の主張はあまり述べないということになっていますので、それは一般質問のところで。順番はあれだと思いますが、今後よろしく願いいたします。

◇10番（浅見武志君） 分かりました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 45ページ、農業振興費の中で肥料価格高騰緊急対策事業ということで250万円が計上してございます。こちらの具体的な内容について伺いたいと思います。まずは、肥料って主なものは何だろうかということと、それからどのくらいの対象者がいて、その対象者に対してどういう形で配分するのか、それから先日の全協の席で値上げ分の1割を補助すると、こういう説明があったと思いますが、1割って私は考えてみて相当少ないというか、そう思うのですが、その1割にした根拠とか理由について、以上の3つについて伺います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

こちらの肥料価格の高騰ということで、緊急対策事業ということで計上させていただいておりますけれども、現状肥料の値上がりといった部分につきましては、4割、5割の値上がりがされているような状況でございます。その中で、緊急経済対策として町でもこの事業をさせていただいておりますが、国におきましても同様な事業をしているところでございます。その上で、今お話の中で実際に値上がりをしている金額、この金額の細かな話をさせていただきますと、国のほうで決めておりますのが肥料の上昇率では現状1.4倍になっているという判断がまず1つございます。1.4倍になる前の金額から、大体肥料の使用を生産者の方々も軽減をするという努力を行っていただくということで1割減している。その減したものの計算でいきますと0.15ということで、15%を掛けるというようなことから、実際に値上がりした部分のおおよそ1割を補助できるというようなことでのご説明になります。

どのくらいの数があるのかというようなことでございますけれども、現状、国のほうでの、すみません、ちょっと正確な数はあれですけれども、それぞれの生産者の方々が現在のところ、肥料の購入先を通じて国のほうに申請をしております。多くの方々というのはJ Aを経由して申請しております。一部につきましては、そういった肥料の卸会社を通じて申請をしております。このため正確な件数については、ちょっと今把握していないような状況ではございますが、手続といたしますと、J Aに申請をされた方、こちらにつきましては町の事業につきましてもJ Aを経由して生産者の方々に助成金を振り込みさせていただき、一方でJ Aを経由しなかった方につきましては、個別に申請を上げていただき、その方の指定するところへ助成金を振り込みさせていただくというような形で流れは考えているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 先ほど聞いたのですけれども、肥料というのは具体的にどういう種類。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 肥料につきましては、今現在使用されている肥料ということで、一番多く使用されておりますのはJ A系統で販売されております14—14—14、オール14というような製品がございます。こちらのこの夏以降購入された部分が今現在の秋に使われている肥料ということになります。こちらの肥料といったものが主なものということになります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） J Aさんと取引している農家の方には問題がないかと思いますが、それ以外の方もいらっしゃるはずですから、こういう形で補助金が出るよという話を関係農家の皆さんに積極的に広報していただきたいなど。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 幅広く皆様に伝えられるように努力させていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 37ページ、障害児通所支援費についてお伺いをいたします。この中の児童発達支援事業、それから放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業ということでそれぞれ増額になっております。これについては、利用者が増えたということでご説明ありましたが、当初何人

予定していて、それが何人増えたからこの予算になったというご説明をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

当初というか、実際に利用者が増えておまして、単純に月別でいきますと、児童発達支援事業ですと、4月が32人だったものが10月利用だと35人、放課後等デイサービスにつきましては、4月が75名だったのが10月が81名、そのような形で人数のほうが増えているのと、あとは使う形態もその家庭の事情によって、例えば週1回だったものが週3回になったりとかということで、そういった利用の方法もありますので、それで全体的に増えているという現状でございます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうしますと、例えば違う方が使うということではなく、同じ方の回数が増えたという形での利用者増なのか、それとも新しい人が増えたからの人数増なのか、それが両方なのかというところをちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 両方でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 52ページの北部公園管理事業の費用が追加になっていますが、その事業内容はどのようなものですか。

◇議長（石内國雄君） マイクを立ててもう一度お願いします。

◇11番（宇津木治宣君） 北部公園管理事業、この事業内容を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

北部公園管理事業の工事費なのですけれども、178万2,000円計上してあります。こちらについては、内訳の1つ目は大型遊具のところにあるトランポリンのネット、子供が飛び跳ねてネットで遊ぶものなのですけれども、こちら人気のある遊具であります。こちらが傷んでいまして、特殊なロープでできていますが、こちらを補修する費用として112万2,000円、それから2つ目ですが、PASです。電柱についている気中負荷開閉器、こちらの点検で傷みが発覚されましたので、関東保安協会より指摘のありましたこちらを直すということで、交換にはなりますが、66万円という

ことで、合わせて178万2,000円の予算を計上させていただきました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 17ページ、常備消防費の精算金です。1,612万円ということで大きな金額なのですが、これは令和3年度をまとめてみたらということで、今期返されたというものなんでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そのとおりでございます。常備消防委託費につきましては、前年度の金額を伊勢崎市のほうで決算が終わったところで確定額を基に毎年精算しております。今年度につきましては、令和3年度の伊勢崎市の決算が9月議会で決定し、それによりまして1,612万9,000円の差額が生じたということで、こちらが戻ってくるという形になります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 別な質問ですけれども、ページがちょっと分からなくなってしまったのですが、106号線にカーブミラー追加ということで3か所、57万円というのがあったのですが、1か所当たり十三、四万円が普通だと思うのですが、少し高いような気がするのですが、この辺はどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

カーブミラーにつきましては、106号線、現在、広域幹線道路から玉村高校にかけて道路拡幅を行っています。その中で、東側が住宅地になって出入口、道路がありまして、カーブミラーが3か所ほどあります。本来、補助事業で行う場合には、カーブミラーを移設する場合は移設費しか見られません。ですけれども、環境安全課のほうでカーブミラーが老朽化しているということで、新しいものをという要望もあって、こちらの工事費を盛り込んで、町道106号線の工事と一体的に工事することで経費も節減できますので、カーブミラー新設費として3本分の予算を計上させていただいているところです。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、別な質問なのですが、37ページ、先ほど児童発達支援事業という話があったのですが、これが4月予算は3,720万円だったのが補正で1,158万円追加と

いうことで約3割アップしていて、先ほどの回答だと32人が35人だと、あと使う方の変更が、若干ほとんどあまり変わらないと、あと使う方法も変更があったという話があるのですが、それにしても3割というのはちょっと多いと思うのですが、その辺はどう考えているのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今、発達障害だとか、そういった児童の増加が増えております。その中で、実際にお金がなくてできないということはおうちのほうも言えないので、やはりある程度のお金を確保しながら、そういうお子さんが出た場合には、当然そういうサービスを利用させていただくという形に、サービスにうまくつなげて早めに生活の様式等、そういった放課後デイだとかというところで訓練していただいて、なるべく早めに大きくなってある程度日常生活のほうが普通というか、営めるような形に支援していきたいと考えておりまして、少し多めですけれども、確保のほうをさせていただきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第61号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 11ページです。地域リハビリテーション活動支援事業の中の70万円、超過勤務手当というのが入っておるのですが、これは職員何人分の予定をしているのか。なぜこんなこ

とを聞くかという、結構業務量的に大変だから、これだけの70万円って結構な金額、超過勤務手当になると思うのですけれども、その辺を心配してというところでちょっと確認したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらの業務なのですけれども、今地域包括支援センターのほうに理学療法士が1名配置されておまして、その方の超過勤務手当ということになります。当然日頃の業務もやはり日々日中はいろいろな行事とかをやっておりますので、その後、通常業務で夕方から夜にかけて残業しているような状況がちょっとありますので、なるべく残業のほうはしないようにという形ではあるのですけれども、約これぐらいのお金が今後かかってくるのかなという想定しております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 理学療法士さんの超過勤務というところで、理学療法士さんも多分1人しかいないので、そんなところでの業務多忙な部分があったりとかするのかなとも思うのですけれども、なかなかこの金額が結構大きいかなというのがあるって、ということは業務量が多いのかなという部分もちょっと心配だったものですから、例えばそこで増やすとか、そんなような関係というのは考えていないですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今のところ、そこは考えていないのですけれども、今後また、これから先、超高齢化社会ということで、その部分で理学療法ということで、健康寿命を延ばすということで、必要であれば、またその辺は考えていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第62号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第63号 令和4年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 20 議案第 64 号 指定管理者の指定について（健康の森児童館）

○日程第 21 議案第 65 号 指定管理者の指定について（玉村町東部スポーツ広場公園）

○日程第 22 議案第 66 号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）

◇議長（石内國雄君） 日程第 20、議案第 64 号 指定管理者の指定についてから日程第 22、議案第 66 号 指定管理者の指定についてまでの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 20、議案第 64 号から日程第 22、議案第 66 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 64 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、健康の森児童館の管理運営につきまして、放課後児童クラブが芝根小学校内に開設されたことに伴い、令和 2 年 8 月から指定管理制度により実施してまいりました。このたび指定管理期間が令和 5 年 3 月末をもって終了することから、新たに指定管理者の候補者を選定しましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき、次期指定管理者として指定してよろしいかお諮りするものでございます。

公の施設の名称は、健康の森児童館、指定管理者となる団体は、玉村町大字飯倉 179 番地 2、特定非営利活動法人おたがいさまです。健康の森児童館の管理運営につきましては、多様化する利用者ニーズに効果的かつ効率的に対応し、日曜開館や地域の皆様、多世代での交流等サービスの向上や、新型コロナウイルスをはじめとした感染症や自然災害などへの対策に適切に取り組みつつ、経費の節減を図る運営となるよう事業者を広く公募いたしました。特定非営利活動法人おたがいさまの経営基盤、提案内容等を審査した結果、施設の管理運営を適切に行える事業者であると思われま。

指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 65 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

玉村町東部スポーツ広場公園については、平成 18 年度より指定管理者制度を導入しております。

今までの指定期間は平成30年4月1日からの5年間であり、令和5年3月31日をもって満了するため、新たに事業者を広く公募し、応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

公の施設の名称は、玉村町東部スポーツ広場公園、指定管理者となる団体は、群馬県高崎市若田町627番地1、株式会社スポーツプロテクト、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第66号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

社会体育館は、令和3年度に大規模改修工事を行い、本年4月にリニューアルオープンをいたしました。この機会に生まれ変わった体育館の管理運営について、多様化する利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費節減を図るため、新たな事業者を広く公募し、指定管理者による管理運営を行うことといたしました。

去る10月19日に指定管理候補者選定委員会を行い、応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査した結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

公の施設の名称は、玉村町社会体育館、指定管理者となる団体は共同企業体で、グループ名称はフレンドシップたまむら、代表となる団体は、東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号、シンコースポーツ株式会社、構成する団体は、東京都中央区日本橋人形町3丁目10番2号、シンコーファシリティアーズ株式会社です。

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第20、議案第64号 指定管理者の指定について、これより本案に対する質疑を求めます。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） これを見ますと、3者ほど出ているのですけれども、1者目の場合は本拠地的に場所が近いと、2者目の場合は玉村町ではないけれども、隣の高崎市、この2つは5年間ですよ。次の体育館……

◇議長（石内國雄君） 笠原議員、質問が議案と違うような気がするのですが、今のはおたがいさまのこここのところですので、今……

◇12番（笠原則孝君） おたがいさまだけか。

◇議長（石内國雄君） 今のはそうです。

◇12番（笠原則孝君） ではいいよ、全体でやってしまうのかなと思って。

◇議長（石内國雄君） 全体はなし。次のときにやってください。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第21、議案第65号 指定管理者の指定について、これより本案に対する質疑を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第22、議案第66号 指定管理者の指定について、これより本案に対する質疑を求めます。
12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） すみません。町長のほうが一括して説明したのだから、こっちも一緒にやってしまうと思ったので、ちょっと間違えましたので。

それで、この66号なのですが、これは玉村町の社会体育館、グループ名が知っているところ、所在の住所が東京都中央区、また片一方は日本橋堀留町と、こんな遠くから、正直な話、相当早く来ても2時間近くはかかると思うのですけれども、いざという場合、これで対応できるのですか。そうでなければ、ここで現地のどこって書いてあればいい、それ全然ないから。それで、これだけがまた3年間だと、ほかが5年間なのに。ちょっとその説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

フレンドシップたまむらというのは、今回玉村町の指定管理を受ける上で共同企業体としての名前になりまして、今回応募するに当たってつくった名前だと考えています。それで、中心になるのがシンコースポーツ株式会社、それで子会社のシンコーファシリティーズという会社と一緒にやるという、管理を行うということであります。シンコースポーツにつきましては管理運営面を中心に、シンコーファシリティーズにつきましては、建物の管理、清掃を含めて、そういう管理部門を実施するという事で話を伺っております。

◇議長（石内國雄君） 宇津木課長、質問のほうは東京という遠い距離からのあれで管理については大丈夫かということと、契約がほかのが5年なのだけれども、3年になっているのだけれども、その理由をということをお答えください。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） シンコースポーツの営業所が前橋市にありまして、そちらのほうを中心になって実施するという予定になっています。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 指定管理の期間が3年の件ですけれども、こちらは新たな施設を指定管理にするということで、状況の確認のために5年ではなく3年にしています。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） それなら分かります、今まではたしか警備のほうとあれは違ったと思うのです、警備保障会社が。名前出してもいいけれど、高崎市の江木にあるところなのですが。それで、前橋市にあるなら何で前橋市の住所を表記しないのですか。表記並びに、下を見てみればみんなシンコ

ースポーツだと書いてあるけれども、代表取締役は一緒ではないですか、子会社だというけれども。法的にやっただけのことで、どうもちょっとそういうところは私は悪いけれども、代表者が替わっていけば構わないのだけれども、同一人物が子会社も両方の社長をしているのだから、こんなところに任せていいの、はっきり言って、前橋市の営業所も書かないようなところへ。それも大体いざ何かあったとき駆けつけられるのですかというのです。その辺をよく十分してからやらなくては駄目、やっぱり。そういうことです。それを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） こちらの東京の住所については、契約上、契約の会社ということで東京となっております。実際の実務としますと、前橋市に営業所がありますので、そちらからの派遣ということになりますので、そちらで対応ができるということになっています。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 前橋市にあるのなら前橋市をやっぱり記入しないと、間違えますよ、誰が見ても。東京でグループ名があったって、だから前橋市の会社が、恐らくこれでいうとシンコーファシリティーズというところの前橋営業所になるのでしょうか。だから、その辺をちゃんとやっぱりこういう場合は公的なものですから記入しなければ、知らない人が見た場合に誤解を招くので、その辺は皆さん執行側はみんな分かっている、町民の方が分からなければ何にもならないです。そのための議会で公表しているのだから、その辺をよろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 確かに表示につきましては、なかなか分かりづらい点があるかと思えますけれども、指定管理をするに当たって、その募集につきましては本社が申し込んできたということですので、こちらの表記については東京となります。ただ、分かりやすいように対応していきたいとは思っています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質問はありませんか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 選定基準を今見させてもらっているのですが、審査結果の中で今回のフレンドシップたまむらが75.9点、それから次点交渉権者が69.9ということで、合計得点に差があるということですが、この中身を見ますと、選定基準の3番、価格です。要するに経費の問題、これの差なのです、全てが。それで、ほかの項目は全てではないか、同じのもあるのですが、次点交渉者のほうが高いという状況で、今回フレンドシップたまむらを選んだ、もちろん経費のことだと思うの

ですけれども、選定委員会でその辺について、運営についてとそれから経費について、そういうことについて何か議論があったかどうかお聞きしたいと思います。

それから、選定理由の下で、経費面では町内企業と連携する、それから町内雇用の創出ということも記述してありますが、具体的にその辺について現状でどういう話ができているのか伺います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） こちらの審査につきましては、審査委員会を設けまして、この点数が出たところでありまして、選定基準の1番は同点、選定基準2番につきましてはフレンドシップたまむらのほうが多い、3番についてはフレンドシップのほうが多いということで、残り4番、5番については次点交渉権者のほうが多いということで、点数的に見ると、どちらが多いかというと同じ状況ではあるかと思えます。総合点で見ますと、やはりこちらのフレンドシップたまむらのほうが点数がよいので、そちらになっております。こちらの内容につきましては、それぞれの業者がプレゼンを行い、そのほか資料等も提出をいただきまして、その中で検討しておりますので、この管理等についてはそれでやっていくということになります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 町内企業との連携あるいは町内雇用の創出ということについて具体的にどんな話があったかということについてお答えしていなかったもので、伺いたいと。

それから、これがもし、もう一回大丈夫なのですか、今のこと。

◇議長（石内國雄君） 今のはカウントしません。

企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） フレンドシップたまむらにつきましては、町内企業を利用するというような提案もされておりますので、そちらで対応していくこととなります。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 町内企業との連携なのですけれども、提案の中では社会福祉協議会の牛乳パック回収事業や障害者雇用の推進などが挙げられています。また、商工会青年部のイベントとの連携、町内造園会社の庭木管理、町内の事業所による電気保安業務ということが挙げられています。また今後もラジオや県立女子大との連携も模索していくという提案でいただいています。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私、前回の一般質問でこの件について質問していました。金額的に相当メリットがあったかなということで、よかったなと正直思っています。

それともう一点、今までですと土曜、日曜、祝日はほとんど町の職員さんがいない状況で管理運営がされたのですが、今回の提案は例えば土日なり祝日、あるいは夜間も含めて、現在までと大幅に変わるという状況になるのでしょうか。それについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 管理につきましては、全て朝から夜間まで土日も含めて指定管理者が全部やることとなります。それと、職員につきましてはスポーツ行政が残ります。例えば体育協会の事務局、スポーツ推進の事務局、スポーツ少年団、それと県の群馬県民スポーツ祭とか、そういう大会があると思います。そういった大会の事務が残りますので、職員は一応、社会体育館に置くことは、責任の分担がちょっと曖昧になるところがあるので、文化センターへ来ていただくような考えで今はいます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 管理は当然かと思うのですが、運営面、これはどのような提案をされていたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 運営面につきましては、シンコースポーツ株式会社のほうの職員が中心になって実施する予定です。その提案内容につきましては、自主事業の関係がありますが、提案では1年間に28事業を実施するという予定です。その中に週1回の事業は20事業をやりたいということで提案をいただいています。すぐに開始できるかどうかは分からないのですが、なるべく令和5年度中には全部を実施するようにやりたいという協議がありました。

それと、トレーニングルームのリニューアルということで、古い器具の更新も行いますということで提案がありました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） その会社からの提案では、利用者数の目標という数値は出ているのでしょうか。具体的な目標数値、何人ぐらいの利用を計画しているというようなところが分かればお願いします。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 年間利用者数、コロナでちょっと読めないところもありますが、提案では令和5年度7万4,360人、令和7年度には8万6,000人を目指しますということで提案をいただいています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第23 議案第67号 字の区域の一部廃止について

◇議長（石内國雄君） 日程第23、議案第67号 字の区域の一部廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第67号 字の区域の一部廃止についてご説明申し上げます。

高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地造成事業の施行区域内の字が混在し、今後の合筆に支障があるため、字を廃止し、合筆が実施できるようにするため、上新田、板井の一部区域内の字を廃止するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（石内國雄君） 日程第24、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第2号で推薦させていただきました天田義乃利氏におかれましては、人権擁護委員として平成29年4月1日よりご活躍いただいております。令和5年3月31日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、3期目をますますご活躍いただきたく推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後 2 時に再開いたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 2 時再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇

○日程第 25 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 25、一般質問を行います。

今定例会には、10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和 4 年玉村町議会第 4 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. プレミアム付商品券発行事業について 2. 農作業後にトラクター等から町道に落ちた泥の片付けについて 3. 下水道接続のための工事費用について 4. 町では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた政策にどのように取り組んでいるのか	笠 原 則 孝
2	1. 小中学校給食費の完全無償化の実施について 2. 玉村産ブランド麦焼酎の生産販売について 3. 新橋建設の現状について 4. 旧両水周辺の開発について 5. 文化センター臨時駐車場の今後の対応について	浅 見 武 志

順序	質 問 事 項	質 問 者
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通機関の見直しについて 2. 人口減少対策について 	松 本 幸 喜
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の外側線（路側帯）の原形復旧について 2. 行政情報発信事業の費用対効果の検証は進んでいるのか 3. 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の取組について 4. 町営住宅管理事業について 	新 井 賢 次
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高崎玉村スマート I C 北地区工業団地への進出企業について 2. 角刈キャンプ場管理事業について 3. 路面標示のカラーリング化等について 4. 町民の健康増進に向けたスポーツ環境整備について 	羽 鳥 光 博
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 5 年度の予算編成の基本方針について問う 2. 学校給食費の無料化は来年度も継続を 3. 通学路の安全確保及び防犯対策に関する取組について 4. 郷土芸能保存の施策を 	宇津木 治 宣
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 玉村町の防災及び減災対策について 3. 介護事業所の相談窓口について 	小 林 一 幸
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 五料地区の防災公園計画について 2. 防災対策について 3. 用水路の見直しについて 4. マイナンバーカードについて 5. 今後の工業団地造成計画について 6. 玉村町の未来を拓く交通網の整備について 	高 橋 茂 樹
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道水に含まれる塩素について 2. ピロリ菌検査について 3. 玉村町の自転車事故の実態と対策について 4. 今年 5 月から 1 0 月までの人口増の要因と今後の人口減少対策について 5. 住宅等リフォーム支援事業を活用した下水道接続工事に係る業者の対応について 	月 田 均

順序	質 問 事 項	質 問 者
10	1. 不登校の児童生徒や学校に行きにくいと感じている子供たちへの町の対応について 2. 学校でのマスク着用の現状について 3. 学校給食時における黙食について 4. ワクチン接種について 5. 自転車走行中の安全確保について	堀 越 真由子

◇議長（石内國雄君） 初めに、12番笠原則孝議員の発言を許します。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） それでは、議長の命により、12番笠原則孝が一般質問をしたいと思いません。

では、まず第1問、言います。プレミアム付商品券発行事業についてですけれども、この事業は景気対策の一環として町民に広く参画してもらいたいという点では大変有意義な事業だと思いますが、抽せん方法としてはどのような形で行ったのか。中には、家族全員で、はがきを出しても一人も当たらないという人がある一方、5人全員で出したらみんな当たってしまったと、よかったな、お金がこんなにといううちもあったのです。そんな中で、これでは町民に幅広く利用してもらわなく偏りになってしまったということなので、その点をどのような方法で抽せんをしたか。中には、私は商工会の会員にもかかわらず、一個も当たらないという人もいたのです。そんなわけで、その点をまず第1番に聞きたいと思えます。

それから、第2番目としまして、これは環境の変化によつての新しく来た町民からの頼みでございます。農作業でトラクターをかけて、田んぼのほうから町道に出たときに泥のついた状態で、大分道路が汚れているということなのです。それで、やはり農作業後にはトラクター等から田畑の泥を町道にまき散らしたままにした状態が今まで多くみられました。環境問題が難しくなった現在では、昔のように泥をそのままにしておかず、耕作者は責任を持って片づけてほしいということです。中には、土木業者がよくやるのですが、ダンプなんかで埋め戻した場合なんかは、やはりその場合は必ず竹ぼうきを持ってきれいに清掃しています。結局これをしないとどうなるかというと、これをしないから道路の端へ行ってしまうのです。側道とのちょうどブロックでしてあるところにたまって、そこから草が生えてくるのです、大分正直な話。それが一番のことを言つては悪いけれども、ある南小学校あたりはそのままだから、そこに草がずっと生えるから、通学する子供たちは大変苦労しているということです。ですから、その辺は必ずできれば責任として、もうアスファルトですから、やってもらいたいということです。

次に、下水道接続のための工事費についてです。下水道の接続率については、下水道のための工事

費用が高過ぎるのではないかというので、なかなか進まないというのが現状ではないかと思います。今回のリフォーム支援事業では、下水道接続工事も対象になっているとのことだが、本管に接続する場合には、下水道接続推進協力補助金などを別途設けてはいかがかと思います。それについては、正直な話、バックホーで何メートル掘ってどうのという土木の積算からすると、はっきり言って水道業者の場合は5倍以上高いです。そんな中で、その辺をやはり精査しない限り、玉村町が下水道を持ってきてあれだけの騒ぎをして今やっていて、まだつながるのが少ないというのは、いろんな難点があるのではないかと思います。その辺を一応町のほうでもいろいろと精査してやっていただきたいということです。

4番目に、これはちょっと町では2050年、さっき私生きていないだろうと言われたのですが、カーボンニュートラルの目標に向け政策をどのように取り組んでいるか伺いたいと、それでいろいろ聞きましたら、世界でも持続可能な地域として注目されているのがデンマークのロラン島というところ。これは、ドイツの上にバルト海があるのです、あそこ。バルト海のところのちょうどドイツ側に近いところ、ここは風力でやっておるのです。大分風力も強いので、ほとんどこれで電気は賄っているそうです。そして、中にはこの賄った電気を今の現状ではドイツのほうまで送っているという現状です。ですから、そんなような電力をもってやっていますので、またカーボン時代に備えているので、また国内では、調べたら鳥取県にある北栄町という、これが大仙の近くのところらしいのですが、これも2050年までにはゼロカーボンでいくという、人為起源のCO₂の排出をゼロにしたいと、人間が生きていくために出てしまうということをやっているのですが、そこで当町ではできる限りを試してどのようなことを行っているのか伺いたいと、以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、プレミアム付商品券発行事業についてお答えいたします。プレミアム付商品券発行事業につきましては、町から補助金を支出し商工会に実施主体となっただき、事業を実施していただいております。発行予定3万セットに対しまして、有効な購入申込みが4万242セットありました。購入申込みをいただいたセット数が予定数量よりも多かったため、9月16日に商工会館におきまして、私や議会議長、商工会長らで多くのはがきの中から無作為に抽出する方法で抽せんさせていただきました。

今回の抽せん方法につきましては、応募をいただいた方の中から無作為に抽せんするものであるため、世帯ごとの当選率は考慮しておりません。世帯ごとの当選率を均一にさせる場合には、その抽せん及び確認作業等は膨大なものになると思われるため、人員及び経費等を考慮すると、実施することは困難であると考えておりますが、今後、同様の事業を実施する際には、笠原議員のご意見も参考にしたいと思います。

また、プレミアム付商品券事業の予算につきましては、補助金として1億9,230万円を商工会へ支出しております。商工会からの補助金交付申請書の予算書によりますと、事業費として商品券換金費、換金手数料、事務管理費等が計上されております。現在、事業を実施しておりますので、事業終了後に商工会から補助金実績報告書が提出され、事業費が確定される予定です。

次に、農作業後にトラクター等から町道に落ちた泥の片づけについてお答えいたします。毎年、農繁期になると、農耕車両が道路を通行する機会が多くなるため、道路に泥が落ちてしまい、そのまま放置されてしまう状態が見受けられます。そのため、麦刈りや田植前の時期である5月中旬には、町から農業者への注意喚起として道路に泥を落とさないことや、やむを得ず泥を落としてしまった場合には速やかに取り除いていただくよう示した啓発チラシを作成し、農事支部を通じた回覧を行っております。

また、そういった事例が個別に発覚した場合には、町から直接農業者への注意を行うこともありますが、農業者が特定できない場合などもあるため、今後も引き続き回覧による啓発を行うとともに、JAなどとも連携して注意喚起を行っていきたいと考えております。

次に、下水道接続のための工事費用についてお答えします。公共下水道が整備された地域では、法律上、早期の接続が求められておりますが、議員ご指摘のとおり、接続のための工事費は家計にとって大きな出費となりますので、費用面を理由に接続を先送りする方も少なくないのが現状です。当町の下水道事業は整備段階であり、現在は未普及地区の解消に向けて建設事業を推進しているところでございます。住宅等リフォーム支援事業により、接続工事の件数は増加傾向にありますので、補助金が効果的であることは認識しております。ただ、補助金制度を創設するには、裏づけとなる財源を確保しなければならず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない厳しい財政状況を考えると、現時点で補助金制度を設けることは考えておりません。

また、料金値下げの検討が接続率の向上につながるのご指摘ですが、利用者にとって料金値下げは喜ばしいことでもありますので、接続を検討するきっかけになるかもしれません。しかし、下水道事業に関しては、全国的に使用料の適正化が求められており、また当町の収支計画が段階的な値上げを計画していることから、値下げを検討することが難しい状況にあります。接続件数を増加し、下水道使用料の増収を図ることは、下水道会計の安定経営に寄与しますので、引き続き接続率の向上に取り組んでまいります。

次に、町では2050年カーボンニュートラルの実現に向けた政策にどのように取り組んでいるかについてお答えします。玉村町では、令和2年度に策定した玉村町環境基本計画の中で、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すこととしており、また昨年度に策定した玉村町地球温暖化対策実行計画、これは事務事業編です。これにおいてもぐんま5つのゼロ宣言にも沿った形で総合的、計画的に地球温暖化の防止に向けた取組を推進しているところです。

具体的な取組としましては、昨年度、役場庁舎へ太陽光パネルと蓄電池を設置したほか、庁舎内の

照明設備をLEDに交換、空調の省エネルギータイプへの交換を行っております。また、一般家庭に対しても、太陽光パネルの設置に対する補助金制度を継続しており、新たに家庭用蓄電池の設置に対しても補助金制度を創設したところです。そのほか細かな取組にはなりますが、コピー用紙、水、燃料等の使用量削減、廃棄物の排出抑制など、町の事業活動だけでなく、町内事業所、各ご家庭においても広く取り組んでもらえるよう呼びかけを行っております。

今後も、公用車の電気自動車への入替えや町有施設の屋根への太陽光パネルの設置等を研究して、少しでも多くのCO₂削減をし、2050年にカーボンニュートラルを達成できるよう努力してまいります。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） まず最初に、まず第1番目のほうのプレミアム商品券ですが、やはり今町長がおっしゃったように、何か1つに偏らないでいくのに、それを見るのに面倒だと言いますけれども、はがきで出したのと、それとあとスマホのほうで出したのと、その比率というのは分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） はがきでの申込みにつきましては全体で4,965件、一方の専用サイトでの申込みにつきましては4,659件というような総数となっております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） そうすると、ほぼ半分というような感じですか。それで、さっき大変だなんて商工会のほうで言っているようだけれども、はがきなら別に大変でもなく分かるのではないのですか、目で見て、スマホのほうでも。その辺を今後はやらないと、偏り過ぎてしまうと、どうしても町民に広くというのが、それが広くではなく偏りがちになってしまうと、正直な話、そんながあるので、追求してもしょうがないのですけれども、今後この辺を検討してもらえるようにならないでしょうか、いかがでしょう。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 公平にということでも何をってということもあるのかもしれませんが、現状では、このような形で申込みいただいたものの中から抽せんという形で決めさせていただいたところです。笠原議員のご質問のようなご意見、やはり多くいただいているということも事実でありますので、町長の答弁にもございましたように、今後また何かする際には、そういったご意見もあるということも一つの考えとして取り入れさせていただくように、参考にさせていただければというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 3歳の子供まで当たっているのです、一家で5人というのは。その辺がやはり偏り過ぎてしまうということなので、その辺をひとつ今後はみんなに幅広く行くように、せつかくの2億円近いお金でしょう。それを出してやるのですから、それなりの効果を、みんな平均してもらいたいということで、ぜひその辺をひとつまた、来年度もやるのではないかと思いますので、検討のほどよろしくお願いします。

それから、次の農作業、今までは正直な話、農道は整備されていなかったのです。ところが、玉村町の場合は非常に建設費のほうを使ってくれて、農道までも大型車が入ってくるような広さで取ってくれているのです。それで、そういうところで今度は新しく町へ来た人間がいますよね。そういう人たちが通勤なんかをするときに泥が落ちているというのです。それで、その泥がよく見ると乾いてしまうのです、乾いてしまっ塊が。だから、私は正直田んぼから出るときは、見ていたらやっぱりわあっとロータリーかけてそのまま来てしまうのです、ロータリー上げて。私は正直な話、そういったことだし、注意をされたから昔、ぱっと上げて空でびゅうっと田んぼの中で回転させるのです。そうすると、大体8割落ちるのです。あとは走っていくと、あとは振動でロータリーの刃の横についたのがぱたぱたと落ちるぐらいだから大したことはないのですけれども、そのまま上げてくる人がいるのですよね、正直な話、上陽のほうだとか、はっきり言って。きのうなんかも飯食いにいったらそうだったから。そんなので、あそこはだから上陽といっても稲荷町に行くような道ですから、その辺のほうを見てもらわないと、自分だけの、今までだったら自分のところの街道みたいな感じだったけれども、もういろんな人が住んできてしまってやっている状態だから、やっぱり町的美観ということもあるし、玉村町で人口をどんどん増やすよと言っている傍ら、あんな町には行けないよ、周りみんな草ばかり生えているのだと、こうなってしまうから、泥と。その辺は、やっぱりいろんな4番とも同じに注意していただけないかなと思うので、一つどうですか、課長。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 現状でも各農家の方々には回覧という形でお願いをさせていただいております。いろいろなご意見をお持ちの方がいらっしゃるということは、当然農家の方々も承知しているところがございます。農業の応援団になっていただけるように、いろいろ取組というのもこれまでの考え方とはまた違うような考え方も必要な部分なのかなという点も含めて、また農作業が始まる前という、農繁期の前ということになりますけれども、農家の方々にも案内させていただければというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） そんなようなので、一つ片づけてもらうには私は思うのだけれども、ロータリーの後ろに竹ぼうきを1本持っていけば済んでしまうのです。時間にして僅か1分。だから、それをやるかやらないかの問題なのです、そのまま行ってしまっただけで、その辺もただ文書を出すだけではなく、そのような片づけはすぐやる気があればできますから、正直な話。そんなので、よろしくをお願いします。

それから次に、下水道の件なのですけれども、大変なことに町は昔、町を二分にまでして下水道のことで争いましたよね、正直な話。それで、結局はまたそれなのに下水道ができたのに、接続率が低いというようなあれを聞いています。なぜ低いかというと、まず第一に、いろいろ調べてみたら、接続する距離が僅か4メートルで20万円取られた、30万円取られたというような感じなのです、正直な話。そうすると、私なんかはバックホーに乗るから分かるのです。何であれだけの穴掘りにあんな高いのだと思ってしまうのです。その辺がやはりネックになって、土木業者だとちょっと掘ってくれというと、10メートルぐらい掘ったっていいよ、いいよはオーバーな話だけれども、そんなのでいろいろ上がアスファルトだから、そこを切ったりなんだりするのがあるけれども、その辺をもう一回やらないと、どうもいろいろ聞いてみると、あそこをつなぐだけで俺のうちは80万円取られたと、はっきり言ってそうなのです。そんなのが出ているので、80万円というとどんな工事ができるかということを考えると、何だいて、自分でやったって構わないのだけれども、自分ではできないよということです。ますのところをつなげばいいことだから、水道管をセキチューでもカインズでも行って買ってくれば、あんなのメーター幾らもしないですよ、はっきり言って。大体150ミリですよ、見たら。そんなわけで、そんなのでそう言われてくるのです、私の場合は。どういふのだ、あれは質問してくれと。そんなので指定業者の人にはちょっと厳しいかもしれないけれども、その辺はまた接続するのを上げるためには、その辺も幾らか考慮したほうがいいのではないかと思います。そうすれば下水道の支払いも出るし。ただし、今度、下水道の支払いなのですけれども、いろいろと町でみんな違うのです。玉村町では上水道の9割ですか、なっていて、だから上水道が2か月で1万円使うとなると9,000円が手数料になってしまうような感じなのですけれども、その点どうですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

下水道使用料については、議員のおっしゃるとおり、使った水道水の量を基に算出しております。そのほかに基本料金というようなものがあるわけなのですが、玉村町の場合は基本料金が2か月の金額でいいですけれども、1,800円、それからプラスアルファ、それが20立米まで、それで21から120立米までが1立米当たり100円、121立米以上は110円というような形で計算されて、消費税がついて算出するわけなのですが、使用量によって変わってくるのですが、一般家庭では大体、水道料と同程度の金額が下水道料という形で認識していただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） それで、確かに上水道のほうは、それでおいしい水がいただけるのだからいいと思いますけれども、何か下水に接続している場合は野菜なんかを作っている人がどうも水を使ってしまうと、それが出ているのです。だから、井戸を掘るかなど。その辺、だから下水の場合は、確かに上水道をこれだけ使ったからって、中には夏になると皆さん家庭菜園しているうちなんかは水道で流れているのです。その水道のまいた水は、はっきり言って下水に流れないのです、地下へ行ってしまっ。その辺を何か少し考慮が必要ではないかなと私は思うのですけれども、いかがなものでしょう。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 明らかに下水道に流れない、これも使用量によるかなと思いますけれども、大量に家庭菜園ですとか、そういったものに使うので、下水道に流れないという分については、やはりどの量が下水に流れないかというのを確定する必要がありますので、人によっては子メーターというものをつけて、水道量から流れる量を差し引くというような形で下水道量にカウントするという形を取っている方もいらっしゃいますが、それも料金の比較、水の使用量によって変わってきますし、子メーターもやはりメーターですので、8年に1回のメーター交換とか、そういったこともございますので、施主さんの考え方かなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今、課長の話聞いて幾らか納得できるのですが、やはり下水道につないでくれということが一つあります。そうした場合は、使わないのは今言ったとおりの基本料金1,800円と、121平米以上が110円に上がるということになるので、つながったら、多くなったら、逆に幾らか値段のほうも、言ったけれども、今の感じだと大体90%でいいのではないかなと思うのですが、あと少し10%落ちるような考えはないのでしょうか、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 今現在としては、建設途中ということもありますので、今の体系をすぐ変えるとか、そういったことは考えておりません。ただ、議員のおっしゃるとおり、市町村ごとに考え方は変わっておりますので、何立米以上使ったら幾らというのをそれぞれ決めておりますので、その段階をもうちょっと細かくするとか、そういったことはそれぞれの自治体さんで考えて策定している内容になりますので、検討の余地はあるかとは思いますが、現状ではちょっと考えていないとい

う状況であります。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） ですから、できれば水道のほうの推進協議会みたいなのをつくって、何とかできないかなと、こういう提案をしたわけなのですが、その辺、今の現状ではちょっと難しいというのだけれども、将来に向けてなのですが、その辺ひとつよろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） やはり時代が変われば、また使用状況も変わってくるという形になりますので、皆さんのご意見を聞いて、運営審議会等を設置しておりますので、皆さんにお聞きしながら、よりよい方向に向かえればと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 分かりました。その辺ひとつよろしくお願いします。

それと、今度4番目のカーボンニュートラルの件なのですが、今、町長の説明を聞きますと、太陽光、太陽光というのは恐らく役場としては前に取りつけたやつではないかと思うのですが、それと将来的に向けてどのようなことを考えているか、ちょっと聞きたいのですが、カーボンニュートラルに対して。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

カーボンニュートラル、国を挙げて地球規模で考えていかななくてはいけない問題ということで、全世界で取り組んでいるところでございます。町では、町長の答弁にもありましており、以前からやっております太陽光パネルの設置の補助、今年度からは蓄電池に関しましても同様に設置補助金を創設して、今現在それぞれ17件ずつの交付の実績がございます。

今後でございますけれども、何分にも今回の役場の太陽光パネル、その他レジリエンスの工事につきましても多額の費用がかかっているわけですが、そうはいっても、今後、ゼロカーボンに向けては、公共施設等についてまだまだ太陽光パネルが載っている施設は少ない状況でございますので、何かの機会を見まして公共施設に太陽光パネルを設置するであるとか、また電気自動車も、大分、普及してまいりましたし、補助金、また価格のほうも今後ますます安価になっていくと考えられますので、公用車の入替えのときには電気自動車の導入等も考えながら、少しずつという形にはなってしまうと思うのですが、取組のほうを継続して続けていきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 分かりました。

それで、補助金の件なのですけれども、一時、太陽光パネルを上げると1キロワットの値段が相当よかったですよね。今何か17円ぐらいになってしまったとかというのですけれども、その辺はちょっと分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 以前は玉村町の太陽光パネルの設置補助金につきましては、県下でも最も高い金額で設定をしましたがけれども、その後1万5,000円、今現在は1キロワットアワー1万円で5キロワットまで、上限で5万円でございます。ただ、こちらの金額、県下を見ても太陽光パネルの設置補助を以前はやっていたのに、買取り制度のいろいろな変更によりまして、太陽光パネルの設置補助金をやめたところとかもございます。当町におきましても、一旦は太陽光パネルについてどうしようかという検討もありましたけれども、文化センターの周辺事業等もあります。また、カーボンニュートラル、ゼロカーボンに向けての取組ということで、太陽光パネルの設置補助金を継続して行っていこうということになり、今現在も実施をしております。あわせて、災害時にも役立つ、また省エネにも大変有効である蓄電池の補助を併せて創設をしました。最近では、太陽光パネルを新たに設置する方につきましては、かなりの数、蓄電池のほうもつけていただいておりますので、そちらを併せて補助金を交付することで、ゼロカーボンに向けての取組等をさせていただいております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 太陽光パネルの件なのですけれども、1つ私もやってみました。何か太陽光パネルが最近光って、周囲のところに光が飛んでいってしまっただろうと、反射です。というので、何か中心から300メートル以内の人のうちの許可をもらわないとちょっと難しいのだということだけれども、課長、分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。そちらに関しましては、私は聞いておりませんが、多分それというのはメガソーラーであるとか、大規模な発電施設としての太陽光パネルの設置の件だと思います。住宅用に関しましては、そういった規制は今現在ないというふうに認識しております。住宅用パネルの設置につきましては、特に法的な縛り等もございませんので、引き続き太陽光パネルの補助金に関しましては継続していきたいというふうに思います。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今おっしゃいましたけれども、住宅用は相当つけるうちがあるのです。それがメガパネルとなるのかどうか、現在どのくらい大きいと事業のあれになってしまうのですか。住宅でも30枚しているうちがあるのです。大体平均すると8枚から12枚、その辺なのですけれども、中には本当に50枚近くいってしまっているうちもあるのですが、その辺のどこから切れ目って分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。不勉強で申し訳ないですけれども、どこからがメガソーラーかというお話なのだろうと思いますけれども、多分そういった基準もあるのだろうと思いますけれども、申し訳ないです。不勉強で、そちらに関しましては認識しておりません。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 認識していないというから、調べてもらうということで一つ、検討しているところもあるので、正直な話。それがメガになってしまったら困るなというところもあるので、一つ後でいいですから、お願いします。

多くやってもしょうがないから、これで私の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時50分に再開いたします。

午後2時34分休憩

午後2時50分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、10番浅見武志議員の発言を許します。

〔10番 浅見武志君登壇〕

◇10番（浅見武志君） 10番浅見武志です。一般質問を始めます。

まず最初に、大きな1番、小中学校給食費の完全無償化の実施についてお聞きします。玉村町議会は、さきの10月25日に開催された令和4年玉村町議会第5回臨時会において、小中学校給食費を12月分から来年3月分まで無償化とする予算が盛り込まれた一般会計補正予算（第7号）を賛成多数で可決いたしました。コロナの収束が見通せない中、物価の高騰が続き、子育て世代の家計は非常に厳しい状況であると聞いております。町長の公約の一つでもあったこの給食費の無償化について、引き続き来年4月分からも無償化とする考えはあるのかお聞きします。そこで、下記の点についてお

伺います。

- 1、県内市町村の状況はどうなっているのか。
- 2、完全無償化を導入するための予算額は幾らとなるのか。

大きな2番、玉村産ブランド麦焼酎の生産販売についてお聞きします。玉村産の二条大麦を使って麦焼酎を作り、地元特産品として販売することで、玉村町の知名度を上げてはどうか。そこで、下記の点について伺います。

- 1、地元農家らの気運が高まっている今、麦焼酎の生産販売について町で委員会を立ち上げ、検討してはどうでしょうか。
- 2、生産販売が決まった場合、どの酒造場に依頼して、何本ぐらいの生産が見込めるのか。
- 3、生産に使う二条大麦の作付はどのような形で行うことが考えられるのか。またどのくらい作付が必要なのかお聞きします。
- 4、販売についてはどのような方法が考えられるのか。
- 5、ふるさと納税の返礼品とすることは考えられるのか。
- 6、町内飲食店に納めて販売するなど、販路を広められないのか。
- 7、この事業に対して国や県の補助金はあるのか。

大きな3番、新橋建設の状況についてお聞きします。新橋建設に向けての現状はどのようになっているのか。町が先行して来年度予算に盛り込んで、接続道路の開発に着手するなど新橋建設を進める考えはあるのか。

4番、旧両水周辺の開発について。旧両水周辺の開発については、民間企業と地権者との話合いがあったと聞きますが、どのような進展があったのか町は把握しておりますか。また、民間開発が進められた場合、町は積極的な支援を行う考えはあるのか。

5番、文化センター臨時駐車場の今後の対応について。中央小学校北側の文化センター臨時駐車場は、来年3月までの契約期間となっているとのことですが、地権者との話合いはどのようになっているのか。また、契約更新ができなかった場合、大規模なイベント開催時等において駐車場不足が予想されるが、その対応はどのように考えているのか。

1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、小中学校給食費の完全無償化の実施についてのご質問は、教育長からお答えします。

次に、玉村産ブランド麦焼酎の生産販売についてお答えします。現在、町では玉村産の麦類を用いた特産品として、麦焼酎の製品化、商品化を行うことについて検討を行っております。

まず、1点目の生産販売について、町で委員会を立ち上げて検討することについてですが、製品化

した焼酎の販売先の確保や販売方法、また製造における費用負担などが現状の大きな課題として考えられる中で、様々な意見や手法を検討していくことが必要となります。そのため、委員会の立ち上げも視野に入れた上で、どのような手法でそれらの課題をクリアしていき、魅力ある製品として販売できるかを検討していくことが必要であると考えております。

次に、2点目のどの酒造場に依頼し、何本ぐらいの生産が見込めるかについてですが、焼酎の製造については酒類の製造免許が必要となるため、製造免許を持っている酒造会社での製造を行うことが前提となります。近隣で焼酎の製造販売を行っている酒造会社にお話を伺いましたところ、1回の醸造で720ミリリットル瓶に換算して3,000本程度から製造できるとのお話をいただきました。

次に、3点目の醸造原料となる二条大麦の作付についての方法及び必要な量についてですが、1回の醸造に必要な麦の量は2,350キログラムから2,506キログラムとなり、面積換算すると約50アールの作付が必要となります。町内の麦生産者の方々にお話を伺いましたところ、原料となる二条大麦の確保についての支障はないようであります。

次に、4点目の販売についての方法ですが、焼酎の販売については製造と同じく酒類小売業免許が必要となるため、町内の小売業免許を持つ小売店であれば販売可能であると考えておりますが、最低でも3,000本程度の製品の販売先を確保できるかが今後の課題として考えられます。

次に、5点目のふるさと納税の返礼品とすることにつきましては、総務省が提示する地場産基準に合致し、なおかつ安定供給ができるかが条件となり、それらをクリアできるのであれば返礼品として取り扱うことができるものと考えます。総務省が提示する条件は複数あり、いずれか1つ該当すれば基準を満たすものと解釈されますが、その一つに当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであることとありますので、実際に総務省に申請してみないと確実なことは申し上げられませんが、可能性は大いにあります。安定供給ができるかを測る明確な基準はございませんが、おおむね1年以上の期間にわたり、返礼品にしようとする物品やサービスを安定して提供した実績があれば、この条件もクリアできるものと考えております。

次に、6点目の町内飲食店への販売についてですが、飲食店では酒類が消費される量が多いと思われるので、浅見議員のご提言を参考にさせていただきたいと思っております。なお、町内には飲食店の組合はありませんので、商工会の連絡網を含めて広くご案内できればと考えています。

次に、7点目の補助金制度の有無ですが、ふるさと納税の商品化ということであれば、町の補助金交付制度があります。現在、未確認の事柄も多く残っている状況ではありますが、今後それらのことも踏まえた様々な商品化への方法や課題解決に向けての手法を検討し、玉村町の魅力ある特産品として製品化、商品化していきたいと考えています。

次に、新橋建設の現状についてお答えいたします。県央南部地域連絡道路新橋建設促進協議会の県に対する要望活動におきましては、新橋を建設することによって、県央南部地域の経済産業活動の向上や災害時のアクセス強化により県民の安全安心が向上するとの説明を行っているところですが、現

在の県土整備プランにおけるトップ政策が災害レジリエンスNo. 1の実現であることなどから、新橋建設になかなか理解をいただけない状況が続いています。

また、町が先行して工事に着手する考えがあるかということですが、新橋への接続道路につきましては、都市計画道路と六分前橋線として都市計画決定はされていますが、橋の詳細な設計が行われないと高さや幅が決まらず、買収が必要な用地などが確定できないことから、現時点での工事着手は難しいと考えております。

次に、旧両水周辺の開発についてお答えいたします。旧両水は、東毛広幹道の事業に伴い、開発許可制度における公共移転の要件により市街化区域から市街化調整区域である現在の位置に移転した経緯があり、ほかの業種に変更して利用するには新たな開発許可を受ける必要があることから、店舗閉店後はなかなか利用がされない状況が続いております。町としましては、この土地と西側の農地を一体的に市街化区域に編入し、商業施設用地として活用することで町の活性化につながられるよう、現在、進出を希望する企業と調整を進めているところであります。開発行為自体は、進出企業が実施することとなりますが、市街化区域編入につきましては、都市計画法に基づき町が手続を進めていくこととなりますので、互いに協力をしながら早期の実現が図れるよう進めていきたいと考えております。

次の文化センター臨時駐車場の今後の対応についてのご質問は、教育長からお答えします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 浅見議員の県内市町村の給食費無償化に関する状況についてお答えいたします。

令和4年9月時点で県がまとめた県内市町村の学校給食費助成状況は、県内35市町村のうち、公立小中学校全児童、生徒の全額免除が14市町村、第2子及び第3子以降の免除が10市町村、全児童、生徒の一部免除が5町村となっております。その後、太田市ではこの10月から中学校、来年4月からは小中学校とも完全無償化、藤岡市で第2子以降の無償化を実施するとしています。

次に、完全無償化を導入するための予算額についてお答えします。現在、玉村町では町内公立小中学校児童、生徒の学校給食費について、給食材料費の4分の1を町で助成し、4分の3を保護者負担としております。この保護者負担分を完全無償化するために必要な経費は、小学生5,599万3,200円、中学生3,484万2,400円で、合計9,083万5,600円となります。

次に、文化センター臨時駐車場の今後の対応についてお答えします。議員ご指摘のとおり、文化センター臨時駐車場につきましては、現在の賃貸借契約が令和5年3月までとなっております。地権者からは、不動産業者を通して来年4月以降の契約更新はしない旨の連絡と当該地を町へ売却したいとのお話をいただいております。今後、文化センターを運営していく上で、これまでの臨時駐車場の利用状況を基に代替案や経費など様々な観点から総合的に検討してまいりました。その結果を受け、購入することを最優先に不動産鑑定を行い、町の購入希望価格をお伝えいたしました。地権者の売

却希望価格との間に大きな隔たりがあったため、やむを得ず購入することを断念いたしました。

今後は、現在ある文化センター敷地北側の職員駐車場から歩行者道路までの間を拡張し、大規模な集客を見込む事業開催時には、来場者に対しては拡張部分に詰込み駐車することとし、職員、関係者については、交通広場や中央小学校を使用するなどして対応いたします。こうした対応により、現状の駐車可能台数の約9割は確保できると考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 自席にて質問をさせていただきます。

私が一番肝腎なのは、町長の公約の一つでもあった給食費の無償化について、引き続き来年4月から無償化とする考えはあるのか、この点について一番聞きたかったのですが、その点の回答がなかったもので、町長にお願いしたいと思いますが。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 給食費無償化ということなのですが、今、極端な少子化が進んでいるという、この少子化というのは言葉で言うともう一つの有事、静かな有事というくらい日本社会にとっては深刻なことだと思っています。もうそういう論評も出ています。その中で、町として対応をしていく必要はあると思う。だけれども、子育て世代を支援するという意味で非常に大事だと思うのですが、やはりこれだけで人が町に集まってくるかという、また別の取組をしていかなければならないと思いますけれども、しかし、今回の10月25日の物価高対応での、要するに1,000品目に当たる物価が上がってきたという中で、生活が非常に大変だろうという中で給食費、これがもう3月まででもいいから、取りあえずは無償化していこうという中で10月の補正でした。それは、国の交付金を多く当てにした財源です。今度は、私たちが本当に無償化をどこまでできるかという、そのレベルも含めて検討しているのは、主に自主財源によって恒常的な経費を工面できるかどうか、その検討を今しているところです。だから、完全無償化ということまでいけるかどうかはちょっと分からないけれども、今の子育て支援をするという意味では、本当に深刻な少子化に対して自治体がどこまで支援できるかという大事なことだと思っていますので、かかるお金は今言ったとおりです。その中で、今ねじり鉢巻きでやっています。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私の一番は、県内の状況を何で聞いたかという、周りの状況は35市町村中14市町村が無償化、それで第2子、第3子は10市町村かな、それからあと太田市は来年から完全無償化になると、藤岡市も第2子から全員無償化という考えでいると思います。町長の公約を私挙げさせていただいたのだけれども、町長になってすぐのときにやっぱりそういった子育て支援をし

ていかなければならないというわけでやってきて、今回臨時議会で12月から3月の4か月間は無償化にしたということで、私は町長のこれは英断だと思うのですけれども、財政的な財源が、やっぱり先ほど町長も財源を心配していると思うのです。1回安くしてしまえば、それで途中から駄目だよというわけにはいかないから、毎年その財源を確保しなければならないのは分かります。でも、私としては、完全無償化が無理なら半額補助とか、そういった形でコロナ体制の中で厳しい状況でいる中で、やっぱりこの無償化は町長の英断として、これからまた担当課とよく相談をしていただいて、来年の予算委員会までにはきちんと結果を出していただければ、この間も高校生までの医療費も、その場では答えられなかったけれども、来年の10月からは国に合わせてやっていきたいという中でいます。ただ、近隣市を見ているとほとんどがやっているの、町長の公約、私は期待しておりますので、もう一度だけ答弁いただきたいのですが、できれば半額でもいいですから、ちょっとやっていただければと思うので、その辺をお答えいただければ。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） できるだけ今言った子育てしている人たちの世代が、若い人というのは給料もそれほど多くないですから、その中でいろんな費用がかかる、そういうこと、またその人の雇用環境において安定的な生活力が確保できない中で子育てをしていかなければならない。だから、産み控えということもあるでしょうし、そういう意味で別の支援策は町としても取っているつもりですけども、やはり給食費というのがある意味私にとっては教育費の一環という形で、単なる食費ではないのではないかなという、そういう思いでいますので、今これからいろいろどこからどういうふうな財源をどこまで持ってこられるかというのを検討しているところで、できるだけ早い時期に実施したいとは考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 町長が無償化にするとなると、町議会議員の選挙が去年10月に、1年前にあったのですけれども、何人もの議員さんも公約に給食費の無償化を掲げていて、反対する議員さんいないのではないかと思うぐらいですので、問題は財源だと思うので、財源をしっかり確保していただき、あとは周辺に合わせてやっていかないと、玉村町は医療費も高い、国民健康保険も高い、何も高い、水道料も高いなんて言われていて、やっぱり子育てするなら玉村町と言われているのだから、この給食費の減額については、私の後にも何人かの方が一般質問で出てくるとは思います、そこまでは回答が出てくるとありがたいけれども、その二、三日のうちで回答は出ないと思いますので、ぜひとも努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番の玉村産のブランド焼酎の生産販売について、これは商工会の役員並びに農協の理事さんなどが私の友達にいまして、それで麦秋の郷と言っているのだから、麦を生産している若い青

年部の子が玉村町の独自の焼酎を造って、玉村町をPRしていきたいって言われたのが8月頃だったかな、そこから検討会とかいろいろしたいなと思っていたのですけれども、なかなかできないまいました。それで、この話を聞いていると、大体3,000本ぐらいを造れると、私も焼酎の何か生産ができるところで井田県議がお勤めをしていた美峰酒類という、そういった焼酎を造っている会社がありまして、そこが何かできそうな雰囲気があるのではないかなと思っています。それと、富岡市でぐんまちゃんのマークのついたやつで、1,350円でフレッセイに焼酎が同じような形で二条大麦を使ったキャラクターでぐんまちゃんのステッカーの貼ってあるかわいい瓶が置いてあって、見たら、それが富岡市のほうのブランドで、ふるさと納税で使っている焼酎だというので、これを見たとき私もここの議場に持ってこようと思ったのだけれども、議場に持ってくると怒られるので、一応見てきたのですけれども、かわいらしい瓶だったので、それを道の駅で販売したりすることにより、玉村町の知名度が上がるのではないかなと思っています。これは、トン数でいくと2.35トンか2.5トンぐらいを麦で作ればとなると50アール、だけれども今頼まないで作付は間に合うのですか。今種まきしているのです。だから、50アール分の麦の確保はできるのでしょうか。どんな感じなのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 麦をまいて、もう既にまいておられる方もいらっしゃると思いますけれども、その前に生産者の方とお話はさせていただいたことがございます。その中でいきますと、5反歩ぐらいは、1件というわけではございませんので、何とか確保できるのではないかとというようなお返事はいただいたところでございます。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私の同級生も昨日聞きましたら9丁まいたと言っていましたので、どうにかできそうな雰囲気かなとは思っております。

それと、あとは商工会との連携です。販売の販路をどうにか確保しなければならないというのと、そのほうは商工会の会長さんとか副会長さん、それから商業部会長さんとお話ししたときには、どうにか協力したいというようなお話も私としては個人的にはいただいておりますので、その辺については大丈夫かなと思う。問題は、あとは国の補助金、これが先ほどもありましたけれども、魅力ある特産品を作ることによって、何か国からとか補助金が総額で大体どのくらい、これが例えば3,000本作るのに当たって総額で大体幾らくらいかかって、幾らくらいお金を用意したいとか、幾らくらい国からの補助とか県からの補助がもらえる可能性があるのか数字がありましたら、教えていただければと思うのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今醸造されて製品化されて出てくる本数が大体3,000本からということで伺っております。具体的に今ご質問ありましたような720ミリリットル瓶でおおよそ1,500円程度で市場で販売されているのではなかろうかという、その計算でいきますと全体で450万円、商品としての販売価格になってまいります。そのほか麦の代金というのは、これはあまり高額ではございませんので、そのほか麦をそれぞれ運ぶ運賃、あるいは保管する料金、そうしたものが必要になってくるのであろうというふうに考えております。そうした費用につきまして、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、どのような形でどなたに負担をいただくのが一番いいのかということも含めて、いろいろ検討はさせていただいているところでございますけれども、1つにはふるさと納税の返礼品という形で認められるということであれば町の補助金があるという、これについては実際にあると、一方で国や県の補助金につきましては、現在どういったものがあるかということも含めて調べているというような段階でございます。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 夢があつていいですね。富岡市もやっぱり大麦で瓶何本作っているのだから分からないですけども、ぐんまちゃんのマークの麦焼酎が1,500円ぐらいで売ってましたから、そういうところに、作っている会社は同じ会社だと思うので、そこに問い合わせみて国の補助があるのか県の補助があるのか、そういうのも一緒に含めて、まずは実行委員会を立ち上げないことには、商工会役員、農業関係者、それといろいろな方々を入れて委員会を早く立ち上げていただきたいというのが要望です。それで、ぜひとも玉村産のおいしい麦焼酎を造っていただきたいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、新橋の話になりますが、新橋についてはもう何人の方が質問させていただいて、先行してお金を使って町が設計してやったほうがいいのではないかと、そういうような話もここ4年、知事が替わって、来年の7月でまた選挙ですから、それがなつてからは、先ほど話があつた防災レジリエンスNo.1の実現ということで利根川の氾濫だとか水害、災害、そういったものに対して力を入れて、あとは情報発信ですか、何か県庁の上にもいろいろな情報発信でお金なんかを使ったりとかしてたりもしていますので、今度こそ先ほど町長の答弁にもあつた接続道路が都市計画決定になっているのです、これが。ただ、問題は先ほど言っていた橋の幅だとか高さだとか、用地をどこまで買った方がいいのかとかということなので、大まか図面で見ると真っすぐで何百メートルもない距離なので、前にも100万円だったか、補助金か何かの予算をつけたのだけれども、結局使わなくなつて、それも終わつてしまつたりして、それで何人の方が一般質問であそこを早く買収して、買収してと言つても、どこまで買収するかが分かっていないという答弁だと思うのですが、その辺についてどんな感じなのですか、今でも。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

用地の買収幅とかについては、町長答弁にもありましたように、やはり橋の高さというのが一番重要になります。それは、設計をしないと高さが出ないということで、その設計も、あそこにサイクリングロードがあります。サイクリングロードをそのまま橋の下をくぐしてという方法とか、あとは堤外、堤内、あそこは堤内のほうに一旦下りて上がるタイプにはなるかと思えます。玉村大橋とか伊勢玉大橋は違うタイプなのです。そういうのも含めて設計が決まらなないと決まらなないということで答弁はさせていただきます。

それで、県からここで言われていることをちょっと報告したいと思えます。一番は、橋の要望活動というものをする前に玉村町のまちづくりの方針を示せませんかということなのです。まちづくりの方針は何かといいますと、前橋市側は南モールがあったり、力丸工業団地、朝倉工業団地とか、そういったものがあります。玉村町側には特にここへというのがありませんので、まずは町のまちづくりを示せということで、今後の対策としてはマスタープランをつくること、23年につくって以来まだつくっていませんので、それからかなり町の様子も変わっています。広幹道ができたり、町道225線広幹道から工業団地に向かう道や文化センター周辺の住宅団地や東部工業団地の分譲、それから今回やっている高崎玉村スマートインターの分譲等で様子も変わって、おおむね主要なところはやってきているので、近い将来マスタープランを変えてまちづくりの方針を示すこと、あともう一つが立地適正化計画というのがありまして、公共施設の適正配置、公共交通の充実というのを掲げてコンパクトなまちづくりをしていくというふうな、そういった町の将来像を示すということがまず第一歩ですので、今はそういった準備をして、要望活動も行いながら我慢しているような状況です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私も総務経済常任委員長で、今年も要望活動といっても書面でサインして渡しただけですから、もう20年この書面活動だとか現地へ行って話をして、高崎市さん、前橋市さん、玉村町でやってきたのですけれども、なかなか今の知事になってから、先ほども言った災害レジリエンスNo. 1の実現とか、そちらのほうに県土整備プランがもう行ってしまっていて、4年間はまだ無理だなと私も思っているのですが、来年の7月、知事選もありますし、だからそういったときに要望活動をもっと強く入れたりだとか、それからコロナで前橋市の市会議員さんと玉村町の町会議員の交流会もなく、それから高崎市もここ3年間隣の市の議員さんとも交流がないので、やっぱりそういった詳しい話だとか意見交換もできなくて、その前はやっていたので、最後のほうは何かいい雰囲気、図面までつくってもらって、CGで橋までつくってもらっていい感じで来ていたのですけれども、知事が替わった途端にもう考え方が変わってしまったので、でも要望活動を続けるということ

が大事だと思います。

それと、先ほど言われた工事着手については、来年度の予算にもつかないであろうかなと思うのですが、私なんかとしてもあそこを幾らかでも手をつけてもらいたいと思うけれども、やっぱり買収する用地の確保の面積も分からなければ高さも長さも分からない状況では無理なのかなと思いますが、県に要望活動を進めていただいて、新橋建設に取り組んでいただきたいと思いますので、3番の質問についてはこれで終わりにしたいと思います。

次、4番の両水周辺の開発についてなのですが、調整を進めているというのは分かりました。それで、私が聞いたところによると、地権者との話合いがあったというのですが、その辺については地権者とその会社との話合いはあったのでしょうか。その辺は回答にはなかったのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

私が聞いておりますのは、地権者のほうに企業さんがお話に行っ様子、今後の買収やら、借りるなり代替なりということの地権者の意向を確認したというふうには聞いております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私もあそこのところで、両水があ土地は代替地でいった土地なので、やっぱり難しいです。何社か私も紹介して連れていったこともあったのですけれども、なかなか立ち上がらなかったのですけれども、今回の民間の企業は何かやる気があるみたいで、それで町としてやってもらいたいことは、西側の農地を一体的に市街化区域に編入をしないことには、あそこが一括で開発がきかないという、両水単独だと東側の農道しか入り口がないので、西側の藤岡大胡線につながっていかないと、やっぱり開発しても企業が入ってこないのかなと思うのですが、その辺の駆け引きは先ほども話が進んでいるようなので、静観して見ていて、あとは地権者の方が、私の友達がちょうど2人ばかりあの中に地権者がいますので、地権者の方からお話を聞きながら、なるべく前向きに取り組んでもらいたいという話をさせていただいて、あそこに来ることを期待はしております。両水の開発は町の役目でもありますし、玉村町にはそういったものの開発が全然今、工業団地はありますけれども、開発がないと、何か商店も何件も本屋さんがやめたり、幾つやめたり、このコロナの影響で大分閉めている飲食店もございますので、町が率先して民間と協力しながら開発をするということが一番いいことだと思います。町の開発となるとなかなか難しいので、これからも民間のそういった事業者と開発を進めていただければと思いますので、両水の開発については、これからも誠意努力いただければと思います。

次に、5番目の文化センターの臨時駐車場の対応についてですが、先ほどの議案で関連していたので、大分お答えは課長からもお聞きして、10年間で、私なんかとしてみれば2,000万円近い投

資をしたと、駐車場を造って633万円、それからまた原状回復にも260万円もかかってしまうと何かもったいないかと思っていたのですけれども、不動産鑑定士の金額と地主さんの金額が1,500万円違うという回答をいただいたときに、それを高く玉村町が買えば、また買ったで文句を言われるし、鑑定士さんの金額というのが基準で交渉を進めたのだと思っていたので、あそこを手放すのはちょっと心苦しいですけれども、それであとは臨時駐車場のことをもう一回聞きたいのですが、本当に足りませんか、あそこで。ドングリの木を切って縦列で頭から詰めて何台ぐらい入る予定なのでしょう、課長。あそこだけで何台くらい。直して駐車場にしたところがだよ。台数的によって図面できているでしょう、設計があるのだから。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 新しく整備する駐車場の敷地なのですが、六十四、五台は入る予定にはなっていると計算していますけれども、設計も委託するので、その中で正確な数字が出てくると思っております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） あそのドングリの木を切ってしまうのが寂しいのですけれども、ドングリの木を切って頭詰めにして、こちらの自転車道というか、歩道と接続すると思うのですけれども、接続するときにはフェンスか何かしないと、車がバックして歩行者とぶついたりとかいろいろします。そういった面にも気をつけていただいて整備をしていただければと思います。

これから先ほどいろいろ児童館の建て替えもあるし、それもいつになるかわからない、それから中央分団、消防の分団詰所もいつ造るかまだわからない、5年先になるか4年先になるかわからない状況で、あの辺の周辺の土地がだんだんなくなっていってしまうと後々大変なのかなと思ひまして、先ほどの議案の質疑でも手を挙げて質問させていただきました。

それから、あそこにBRTのバスターミナルができていないではないですか。今は全然活躍していないまりんがたまに止まっていて、空いているような駐車場ですけれども、井田県議が今回の一般質問で、県でBRTの復活ということで大きなチラシが新聞折り込みで入ってきましたので、また高橋議員も何かBRTの復活を頑張れということでやっていますので、またBRTの駐車場にでもなれば、あそこも住宅ができてしまった以外に駐車場がないから、結局北側の交番側の用地を買収して何か考えなければならぬと思いますけれども、その辺については先のことですから、一般質問については今日はきちんと答弁をいただきまして誠にありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日2日金曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時31分散会